

提出された案件は次のとおり

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（13名）

1番 丸山 康夫	2番 平野 龍彦
3番 安川 繁典	4番 藤木 泰
5番 入江 政行	6番 吉原 秀信
8番 黒川 悟	9番 脇田 義政
10番 小林 征男	11番 飛賀 貴夫
12番 白水 英至	13番 南里 正秀
14番 古賀ひろ子	

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 川畑 廣典	
書記 太田 美和	書記 中山 直子

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 木原 忠	副町長 …………… 高場 英信
教育長 …………… 佐々木壮一朗	総務課長 …………… 佐伯 剛美
危機管理課長 …………… 藤木 義和	財政課長 …………… 中西 敏光
まちづくり課長 …………… 丸田 宏幸	税務課長 …………… 江崎 浩二
会計課長 …………… 瓦田 浩一	住民課長 …………… 八島 勝行
健康福祉課長 …………… 尾上 靖子	環境農林課長 …………… 工藤 正人

管財課長 …………… 矢野 量久 都市整備課長 …………… 安川 忠行
上下水道課長 …………… 藤井 則昭 学校教育課長 …………… 原田 和幸
社会教育課長 …………… 飯西 美咲 こどもみらい課長 ……… 太田 一男
町制施行100周年事業推進事務局長 …………… 安川 茂伸

10時00分開議

○**議会事務局長（川畑廣典君）** 起立願います。礼。おはようございます。着席願います。

お手元に本日の議事日程第3号をお配りしておりますので、御確認を願います。

○**議長（古賀ひろ子君）** 改めまして、おはようございます。

本日の会議を開きます。

なお、本日、本会議終了後に議会運営委員会を開催する予定であります。よろしく願いいたします。

日程第1. 一般質問

○**議長（古賀ひろ子君）** 日程第1、一般質問に入ります。

通告順に従って、質問をお願いします。通告番号1番。12番、白水議員。

○**12番（白水英至君）** おはようございます。何かおりの中にいるのか、おりの外にいるのか分かりませんが、皆さんの顔がちょっとぼやっとしか見えないんですけど。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

今回は公共物の管理についてお尋ねしたいと思います。

最近感じるのが、施設の管理が少しずつさんになってきているのかなという気がします。今、財政厳しい中、そういうこともあるかもしれませんが、まず、道路の管理を怠ると事故や損害賠償につながり、莫大な費用がかかるおそれがあります。本町の道路管理はどのようにしているのか、担当課にお尋ねします。

○**議長（古賀ひろ子君）** 安川都市整備課長。

○**都市整備課長（安川忠行君）** 失礼します。よろしく願いいたします。道路の管理につきましては、平成26年度に主要な町道を対象に実施しました路面性基礎調査を参考に、路面のひび割れ率、わだち掘れ、横断凹凸等を調査・分析しまして、また、交通安全プログラムによります通学路や地域の要望を勘案しまして、補助金や交付金を積極的に活用しながら、道路整備をしているところでございます。

しかしながら、防災・安全社会資本整備交付金など、道路整備交付金につきましては毎年減少しまして、本年度はゼロと、ゼロ内示というところになっております。

道路の保全管理につきましては、町単独事業としまして、修繕費400万、道路水路工事費300万の予算の範囲の中で実施している状況でございます。

自治会等からの地域の要望に関しまして、緊急度を考慮しながら実施しているところですが、なかなか思うように進めていないというのが現状でございます。

また、県道路につきましては、常に県と情報を共有しながら、道路の修繕等、要望をその都度行っている状況でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 白水議員。

○12番（白水英至君） それでは、道路の不備で過去に損害賠償につながった例はあるかどうかお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 過去に町道が原因で損害を行った事例について回答させていただきます。

平成30年5月に、町道仲山3号線のポットホールが原因で物損事故が発生しております。このときの町の過失割合は50%となっております。

次に、平成27年8月ですが、宇美町原田四丁目の緑道におきまして、路面のコケが原因で歩行者が転倒するという事故が発生しています。このときの町の過失割合は30%となっております。

続きまして、平成26年の7月ですが、これ宇美町ゆりが丘五丁目におきまして、グレーチングの蓋が跳ね上がりまして、車の車体を損傷する物損事故が発生しております。またその約50分後に別の車がまた通行しまして、同様の物損事故が発生していると。このときの町の過失割合につきましては100%と。

過去六、七年の事件につきましては、以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 白水議員。

○12番（白水英至君） 分かりやすく写真をつけていますのでちょっと見てもらいたいんですけども、このゆりが丘の宇美ニュータウンのメイン道路の側溝に蓋がついていません。これ随分前から要望も出ているはずですが、現状のままでいいと思っておられるのかちょっと担当課にお尋ねしたいんですけども。ここは、本当に非常に危険な場所です。これ見て分かるように、坂道で、一番左側の写真ですけど、家に入るためにタイルで通路を造ってありますけど、これ10センチのタイルなんです。これ見て分かるように、もうこの側溝は50センチあるんです。そして、右側の上、これ交差点です。これ写真には写っていないんですけど、もうちょっと右側にも、もっと右ちょっと下に交差点の道路がありまして交差点になっております。それから、その下のこれはゆりが丘の五丁目4番付近ですけど、これは最近、前々からお願いしておったけど、やっとならして

もらったじゃなくて、少し手直しをしてもらって、車の前部分、フロントの下が、がすつとV字型になっているからこすりよったんです。この頃ちょっとそこのところ当たらないようにしてもらって、私が、今ちょっと白く車が写っていますけど、自分の車でちょっと行ってみたら、ゆっくり行く分は大丈夫でした、まあ、どうにか。ただちょっとスピードを出すと、もうちょっとまた、がすつとなるような感じなんですけど。ここは、この団地は、一番初め、もう随分前に前田建設というのか、今日選開発はもう2つ目の会社なんです。最初にずさんな工事をしているものですからこんなふうになったんですけども、今はもう町道になっておりますので町が管理しなくてはいけないと思います。

ここは、今言いましたように、坂道で変則の交差点でありまして、高齢者や子どもたちが行き交う生活道路なんです。大雨のときには側溝いっぱい水が流れます。小さい子どもが流されないか心配の声も聞きます。また、車の離合のときは、脱輪の心配もあり、住民が事故に巻き込まれないか心配もしております。

写真は、これは一部分であって、この団地の入口から上までぐるっと1周ほとんど蓋ついておりません。よく今まで事故が起きなかったなと思います。

多分担当課もこれは知ってあると思いますけど、なぜ何年もこのままにしておいたのかちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 現在、道路側溝につきましては、落蓋式とか管渠型とかいうのがほとんどでございますが、以前は蓋がないU字溝や三面水路が主流ということでした。そのため、今も団地内の生活道路につきましては蓋がないというところも見受けられます。

しかしながら、単純に既存のU字溝や三面水路にコンクリートの蓋とかグレーチングの蓋を設置すればよくなるということもあるかもしれませんが、それ以外に、蓋をかけることによって、歩行者や車両がそこを通るような形になりますので、もともとの既存のU字溝なり、そういった側溝が老朽化しているところもありますので、そういった過重に耐えられるかということも心配しているところです。

したがって、もっと根本的にエリアごとの整備計画に基づいたそういった路面整備とかいうのが必要ではないかと思いますが、側溝をやり替えるとか、そういった費用的な面も時間もかかります。

御質問の危険な場所につきましては、早急な対応が必要だということももう考えておりますので、地元の自治会と協議の上、工法のやり方、転落防止等、安全施設でちょっと検討させていただきたいなというふうには思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 白水議員。

○12番（白水英至君） 私の聞き違いだったのかな。その側溝の蓋をしとったら、車はそれに乗って蓋が割れる。そういうこともあるからということ、だからしないということですか。これはもともとここしていないんです、最初から。それで、危ないから蓋をかけてくれませんかと言っている話なんです。側溝の蓋が、車が乗ったら割れるということ自体がちょっとよく分かんないけど、それ道路専用の蓋がありますよ、厚いやつ。何をもってそう言われたのか、ちょっとお答えをお願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） ちょっと説明が悪くて申し訳ございません。

当然、今の現状の側溝自体がきちっと、その強度があれば、もともと蓋をかけていない構造の分もあるし、その側溝自体が老朽化している側溝については、ただ蓋をかけるだけでは、車が乗ったりとか人が歩いたりすること自体がちょっと危険性があるから、もう側溝からやり替えられないといけない場合がありますし、今、議員言われるように、蓋だけかければ大丈夫じゃないかというところも確かにあると思います。

ですから、この今お話されてある明治町の側溝だけでいいますと、基礎の部分がどうなのかというのを確認した上で蓋をかける、蓋を載せるとしても、その蓋の厚みの10センチ部分が道路より高くなるとかいうこともありますので、道とフラットにするためには、もう側溝からやり替えられないといけないとかいうこともありますし、やり方についてはちょっと検討させていただきたいというふうには思っています。

○議長（古賀ひろ子君） 白水議員。

○12番（白水英至君） その強度があるかないかというのは調べたんですか。このコンクリートの蓋を載せたらその分上がる。じゃあグレーチングでもいいじゃないですか。このコンクリートというのは、施設のここの役場もそうですけれども、随分たっていますけど、まだ大丈夫ということで塗装で、建て替えしなくて塗装で終わらせたんですよね、補修で。コンクリート、そんなに簡単に壊れません。これ強度何かされたんですか、テストか何か。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） この明治町の側溝の強度に関しましては確認はいたしておりません。ただ側溝によって、鉄のグレーチングの蓋とかいうのが規格品じゃなければ、その寸法に合わせて1枚1枚造っていくような形になりますから、金額も相当な金額になりますし、工法については検討させていただきたいというふうな回答になります。

○議長（古賀ひろ子君） 白水議員。

○12番（白水英至君） じゃあこの側溝に合うグレーチングはないということですか。一つ一つオーダーしなくちゃいけないということですか。既製品がないということですか。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 既製品はないというふうに確認しております。

○議長（古賀ひろ子君） 白水議員。

○12番（白水英至君） 合うのがなければ、それは仕方ないです。コンクリートの蓋も合うのなかったですか。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） コンクリートの蓋につきましては、この側溝の50センチ、60センチの幅以上の分をのっければ、この写真に載っているようにはかけられるとは思いますが、本来、道路と側溝の部分がフラットになるために、側溝に溝があると思うんですけど、それにはまれば、そのまま既製品の蓋をずっとかけられるんですけど、その耳といいますか、かける部分が既存の側溝にはないので、そのままでは、そのコンクリート蓋をかけるというのはちょっと難しいということです。

○議長（古賀ひろ子君） 白水議員。

○12番（白水英至君） じゃあ合うがないというふうにとっとっていいですか。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 現状のこの側溝のタイプであると、既製品が合うというのは、もうほとんどないような状況です。だから、今の既存の側溝では、既存の蓋、既製品の蓋で合うのはありません。

○議長（古賀ひろ子君） 白水議員。

○12番（白水英至君） いや、ほとんどないというか、もうないんでしょう。ほとんどと言ったら少しあるような聞き方になるんやけど。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） すみません、ありません。

○議長（古賀ひろ子君） 白水議員。

○12番（白水英至君） そうはっきり言ってもらわんと、私も地元住民に説明せにやいかんから。

それでは次行きますけど、自分もこの一般質問する前に、宇美町の道路、いろんなところを見て回ったんです。そしたら、メインの生活道路となっている箇所はほとんど蓋かぶっています。

しかし一部、脇道というか路地に入ると、蓋のないところもありましたけど、これはもう古い団地です。例えば桜原、ああいうところもちよっと中に入ったらもうなかったんですけども、車の脱輪とか、高齢者や体の不自由な方には、やっぱり蓋がついていたほうが安心だと思うんです。それこそが住民サービスではないかなと思うんですけど、どうですか、担当課としてはどう思います。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 当然、日々の生活で通る道路ですから、蓋がかかって、やはり安全、危険性が少しでもないほうが当然いいというふうに思っています。基本的には、担当としては当然かけていきたい、蓋がないところはかけていきたいというふうには思っています。

○議長（古賀ひろ子君） 白水議員。

○12番（白水英至君） 木原町長も、我々議員も公約で多分住みやすいまちづくりというのは出していたと思うんです。やはり、住みやすいまちづくりのためには、やっぱり生活道路の整備も大事だと思うんです。この際、全町を点検されて、危険な箇所にはコンクリート蓋や、グレーチング蓋をつけたらと思うんですけども、ここで町長の見解をお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子君） 木原町長。

○町長（木原 忠君） 御質問といいたまいますか、御要望の生活道路についてでございますけれども、確かに議員言われますように、当町が進めております住みやすいまちづくり、また、安心安全なまちづくりの観点からも、生活道路の整備は町にとりまして、あるいは住民にとりましても、重要な課題であると、このように認識をいたしております。

しかしながら、今、課長のほうで答弁いたしましたけれども、実際、今回、この一般質問の提示を頂きまして、実際の実態把握といいたまいますか、したところ、私どもの都市整備課のほうにも、とにかく地域要望等がもうすごい数で、毎年毎年要望がなされておって、これを逐次、計画的に緊急度等々を勘案しながら整備は進めておりますけども、なかなか追いついていかないというのが状況としてあるようでございます。それに加えて、宇美町、志免町、須恵町3町で、特に私ども宇美町は、この町道ということになりますと、延長が170キロという膨大なやっぱりボリュームがございますので、なかなかタイムリーにできておらない。そして、なおかつ、今課長が言いましたように、国や県の補助金これ単費でやると、もうとにかく身が持たないという、財政状況を非常に大きく圧迫するという状況がございますので、当然、国や県の補助金頼りになる部分もかなり多いわけでございますけれども、そういったことで、近年は特にそういった補助金、交付金の額が非常に変動しておると。もうこういう状況もございます。

しかしながら、このような状況ではございますけども、今後とも、こういったいわゆる補助金、交付金、これはある意味、生活道路に限らず、町のそういったインフラ整備でありますとか、そういった管理につきましては、町にとっても命綱というふうな気がいたしますので、この命綱になる国、県の補助金、交付金の多寡といいたまいますか、そういった額の変動に、ある程度捉われないような、町としての安定した、そういった整備に要する財源の確保、これが急務であらうというふうに思っているところでございます。

御質問いただいて、執行部の中でもいろいろ検討させていただきましたけれども、こういった

協議を進めながら、こういった方策、方法があるのか今後十分に検討しながら、例えば安定的な財源の中の、例えば数%を生活道路の整備に充てるとか、そういったある程度計画的な分配方式あたりがもしとれるのであれば、そういった方策等も前向きに検討しながら、極力、とにかく少しでも危険な箇所、そして住みやすいまち、そして安全安心なまちに、ちょっと相反するようなそういう形態がある、そういった生活道路がありましたときには、当然、それには緊急度とか地元の要望とかいうことを当然優先をした計画立案になるわけでございますけれども、積極的に取り組んでいきたいとこのように思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 白水議員。

○12番（白水英至君） この質問はもう最後にしますけども、私からのちょっと提案なんですけど、先ほど規格品がない、ちょうど合うのがないということですけど、代用できるというか、例えば、グレーチングにしてもコンクリートの蓋にしても規格品じゃないけど、どうにかこれならいいねというのがもしあれば、例えばグレーチング1枚持ってくれば済むことだし、コンクリートの蓋1枚持ってくれば、合わせてみて置いてみれば分かることですから、そういうふうなことをしていただきたいなど。そして、やはり住民の方が納得してもらえるように、しなくていいんじゃないかってしてほしいんですけども、やっぱり費用があまりにもかかり過ぎると、もう財政厳しいからとなりますけど、もし、同じような代用できるものがあれば、これなら行けるんじゃないかというのがあれば、それでしてもらえれば、住民も納得すればいいんじゃないかなと思います。もう財源が厳しいというのはこっちの思いで一方通行なんです。町民は税金払っていますから、同じように平等にサービスしてもらいたいです。この提案どうですか、担当課としては。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 当然、地域からの要望に関しましては、この明治町に関しても、工法を検討研究しております。規格に合わないから、今言われましたように、要は鉄のグレーチングをかければ道路と同じ高さになりますので、これが一番加工としてはいいわけなんですけど、グレーチングをオーダーで造るということになりますと、メーター当たり1万円もかかってしまうというところで、なかなか工法自体がうまく——1万円以上かかるというところで、なかなか難しいというところです。

どちらにしましても、要はもう安全対策ですから、手法に関してはちょっと研究させていただきたいというふうに思います。

先ほど町長のほうからお話がありましたけど、担当課としましては、当然地域の要望はもう最優先でやりたいというところ、思いはあるんですけど、ずっとやはり依頼されても、要望されてもやっぱりできなかったというところがございます。要望された自治会に対しても、じゃあ今後どうするのかという返事も、要は予算の裏づけもないから、やりますという返事もできないと

いうふうな状況で、それが、もうずっと未処理のまま残りまして、もう今現在、196件ぐらいの要望の未処理分があるというふうな状況です。

担当課としましては、地域の要望につきまして、緊急度等を考慮しながら、気持ちとしてはもう早急にやりたいというふうな思いでおります。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 白水議員。

○12番（白水英至君） 課長補佐がいますから、ちょっと課長補佐に聞きますけども、先ほど質問したの分かっていますよね。全くこれに近いやつはないんですか。それとも、代用できるのはないですか、調べたら。同じような寸法で、これちょうどした規格はないかもしれないけど、これ代用できるっちゃんないかというようなやつはないですか。

○議長（古賀ひろ子君） 高田課長補佐。

○都市整備課長補佐（高田誠司君） 今、御質問の件ですけども、もともと二次製品で規格で造ってあるU字溝に関しましては、新品であればすぐ既存のグレーチングが設置は可能なんですけども、日にちがたちますと、経過しますとそのU字溝が変形したり、また、今回御指摘のところについては少しカーブがかかっていたりしますので、これは工場で作ったものでは規格が合いませんで、特注という扱いになります。

それで、今回代用するとなったら場合、現場打ちのコンクリート化とか、そういったものになりますが、蓋という観念ではなく、完全に暗渠化といった状況になりますので、蓋をかける、もしくは転落しないような柵を設置する、また、落ちても流されないようなスクリーンを設置をする、様々な方法がございますので、そちらをいろいろな方面で検討しながら、研究していきたいというふうに考えております。

○議長（古賀ひろ子君） 白水議員。

○12番（白水英至君） じゃあ検討をお願いします。

次行きます。建物の管理次第では寿命も長くなりますが、疎かにすると修繕費用も莫大な費用がかかります。施設の建物や学校の校舎の管理はどのようにしているのか、関係する担当課にお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子君） 原田学校教育課長。

○学校教育課長（原田和幸君） 学校施設につきましては、学校教育課で回答をさせていただきたいと思います。

まず、学校における安全点検等につきましては、学校保健安全法施行規則に規定されておまして、他の法令に基づくもののほか、毎学期1回以上行わなければならないとされています。また、必要があるときは、臨時に安全点検を行うこととなっております。

日常的には各学校で点検を行い、異常がある場合は速やかに学校から教育委員会に報告し、その内容によって専門業者等に点検や修理を依頼して対応しております。

一例を申し上げますと、宇美小学校では毎月1日を安全の日とし、全職員がそれぞれの施設箇所の確認を行い、危険箇所等がある場合は、養護教諭が取りまとめ管理職に報告し対応することとしております。

また、保健委員会が児童に呼びかけ、遊具や施設内の危険箇所がある場合は教員に報告いたします。さらには、校長、教頭、主幹教諭等、管理職が毎日校内を巡回し、施設等も点検をすることとしております。

教育委員会におきましては、毎年度実施しております学校訪問の際に施設点検を行うこととしており、修理が必要な箇所等につきましては、次年度以降の予算編成に反映することとしております。

なお、予算編成を行う際は、学校でのヒアリングを行い、修繕等を要する箇所は現場確認を行っております。

中でも設計を伴うような大規模改修等につきましては、平成26、27年度に実施いたしました建物調査の結果を基に年次的に改修を計画しております。今後は、昨年度策定いたしました小中学校の長寿命化計画に沿って実施する計画としております。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 飯西社会教育課長。

○社会教育課長（飯西美咲君） 社会教育関係施設の管理は社会教育課が行っております。建築基準法、消防法などにに基づき、施設及び設備の定期点検を実施しております。また、日常業務においても、職員や施設受付業務を委託している業者において、施設の巡回時に目視で点検を行ったり、また施設利用者からの施設の破損や腐食などの情報提供により点検確認を行い、施設の安全管理に努めているところでございます。

緊急を要しない施設の損傷や腐食などの劣化につきましては、予算の範囲内で優先順位等を検討して対応しており、大規模な改修、修繕が必要なものにつきましては、計画的に実施するよう取り組み、施設の長寿命化に努めておるところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 白水議員。

○12番（白水英至君） この修繕費の補助金の割合、これは建築年数で決まっているのかどうかお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子君） 原田課長。

○学校教育課長（原田和幸君） 学校施設の整備に関する補助のことかと思えますけれども、こう

いった大規模改修等につきましては、学校施設の改善交付金を活用することができまして、補助率は3分の1となっております。上限が2億円とされているところです。

老朽化に伴うこの大規模改造につきましては、建築後20年以上経過した建物が対象で、建物全体を改造する必要がございます。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 飯西課長。

○社会教育課長（飯西美咲君） 社会教育課が管轄しております施設においては、単独のものでの補助金というものはございません。

○議長（古賀ひろ子君） 白水議員。

○12番（白水英至君） 全体的に修繕工事に入るのがちょっと遅いんじゃないかと思っております。ほかの議員さんからもよく質問が出ておりますが、遅くなれば傷みもひどくなり、費用もかかります。そういった点検の目安とかいうのはあるんですか。関係する担当課にお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子君） 原田課長。

○学校教育課長（原田和幸君） 特に点検の目安というか、日常的にまず点検を行っているということで、先ほど報告を申し上げましたし、併せて教育委員会でも年に1度、学校訪問の機会を捉えて点検もさせていただき、予算の折にもということで、定期的な点検を年間を通じて行っているという状況でございます。

また、大規模な改修等については補助金を活用してということで、先ほど20年以上ということでもございましたけれども、おおむねこういった中規模的な改修等で20年、あるいは改築等いくと40年といった、こういった目安もあろうかなというふうに思っているところです。

私、先ほど申し上げました小中学校の長寿命化計画につきましては、今後施設を80年使用するということを想定して、今後いろんな改修を計画的に行っていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 白水議員。

○12番（白水英至君） 日頃から点検はしているということで、そのようにとっていいですね。

次の写真を見てもらいたいんですけども、これ上が原田小学校です。もう校舎の屋根がさびています。専門家に公共工事なんかをしている建設会社のちょっと上のほうの人、私知り合いがいて、ちょっと悪いけど見てくれんかなというて見てもらったんですけど、そうしたら、今なら塗装で間に合うかもしれないけど、早く手を打たないと、もう屋根の張り替えになって、倍以上の費用がかかりますよと言われたんです。下のこれが宇美中学校の体育館の屋根なんですけど、黒く見えているところはさびなんじゃないかな、お尋ねします。

○議長（古賀ひろ子君） 原田課長。

○学校教育課長（原田和幸君） まず、御質問の宇美中学校のこの写真にあります黒くなっているところでございますけれども、この宇美中学校、現在大規模な外壁の改修等もさせていただいていますが、この体育館については焼失に伴いまして昭和54年度に建築をされておりまして、建築後41年が経過しております。その間、耐震の補強工事であったりとか、22年度には屋根の塗装工事を実施をさせていただいております。この屋根の黒ずみにつきましては、22年度に施工いたしました塗装の工事の際に採用いたしましたゴムアスファルト複合塗膜防水の下地の材料であることが分かりました。当時、鉄製の折版屋根にさびが発生していたことから、ケレン清掃の上、同工法によります塗膜防水を施し、その上に塗装を行ってございました。今回、高圧洗浄で水洗いして汚れを落とした際に、表面の塗装面がはがれまして、下地のこの黒いゴムアスファルト面が現れてきたということでございますが、施工業者に確認をいたしましたところ、今回の改修工事の中では、さびは発生していなかったということで報告を受けております。これ以上の水圧をかけたりとか、あるいはケレン清掃などを行いますと、折版自体に傷が入ったりして、逆に穴が開いたりすることが懸念されることから、今回はケレン清掃費用に膨大な費用がかかることを考えまして、屋根全体を水洗いした後、さび止めをして、遮熱塗装を行ったところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 白水議員。

○12番（白水英至君） このアスファルト防水ですか、これをしたということは、やはりもう中にさびが食い込んでおったはずなんですよ以前。だから、アスファルト防水したんじゃないかなと思います。1回中にさびが入ると取れないんです、中から腐れてきます。ですから今回工事されているけど補償というのがあるんですか、どのぐらいの補償がありますか。

○議長（古賀ひろ子君） 原田課長。

○学校教育課長（原田和幸君） 通常はこういった工事については大体10年程度ということをおっしゃっているところでございます。このアスファルト防水等についても大体おおむね10年から13年という中で、先ほど22年に施工しておおよそ10年が経過した中で、今回の工事に至ったということでございますが、先ほど御報告をされましたように表面にはさびは出ていなかったということでございます。確かにもともとさびが発生していたということで、完全にこれが除去できているわけではございませんけれども、もしこれを改善するとしたら、もう極端にいったら屋根を張り替えないと改修ができないと、それには相当な費用がかかるということで、今回は長寿命化を目的として改修をさせていただいた中での工事でございますので、今後、健全に保全できるものというふうには考えているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 白水議員。

○12番（白水英至君） 大きな金額がかかった割には、10年ぐらいしか補償ができないという

のもちょっと心配ですけれども、この原田小学校の屋根もそうです。これもう中さび入っていますよね。これどうされますか。

○議長（古賀ひろ子君） 原田課長。

○学校教育課長（原田和幸君） 写真の原田小学校の校舎につきましては、児童数の増加に伴いまして平成3年度に建築をされておりますので、おおむね30年ほどが経過しているということでございます。屋根の鋼板部分の表面にさびが発生しているということは、私も現場を確認して認識をいたしております。ただ、現状としては雨漏れ等もなく使用上は支障がないという状況でございます。私どものほうでも、業者等に現場を見ていただきまして補修にかかる概算見積りも徴取もさせていただいたところです。お話がありましたように、現状では、屋根の塗り替えをすれば、まだ十分対応できるという報告を受けています。おおよそそれにかかる経費が470万円程度というふうな算出もしておるところです。

実際、先ほど宇美中学校の屋根の改修も22年度に行った際には560万円程度の費用がかかっているということで、塗り替えられればその程度の費用で済むということがあるかと思えます。そういう意味においても、早く手をかけて修繕する必要があるかなというふうには思っているところです。

ただし、こういった屋根の補修にかかる経費につきましては、補助金の対象にはなりません。先ほど大規模改修等については20年以上で建物全体ということでございますので、なかなか町単独での事業というふうになってまいります。

当町で、先ほどお話をさせていただきました個別計画としての長寿命化計画等の策定をさせていただいています。これは、建物の防水とか外壁の仕上げとか、あるいは外部の建具の劣化状況等を調査した上で劣化の優先度を判定して、改修の計画年度を定めさせていただいています。この計画に沿って本年度は、桜原小学校並びに宇美中学校の体育館の改修をさせていただいたところでございます。原田小学校につきましては、建物の健全度からいたしますと優先度がCと、いわゆるほとんど支障はないけれども更新年度を超過しているため、改修することが望ましいという範疇になっております。計画上は2024年度から26年度にかけての改修予定というふうになっております。

それ以上に優先度が高い学校もございますので、こういったところを加味しながら、非常に財政状況が厳しい中にありますけれども、今後も安全確保に向けて施設の管理に努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 白水議員。

○12番（白水英至君） 今のところ、屋根からの雨漏りはないということですけど、雨漏りがあったら大変です。もう屋根だけだったら補助の対象にならないという発言をされました、そうで

すよね。例えば、もう30年たっているんでしょう。そしたら、もう外壁も塗装も防水効いていないと思うんです。防水が効いていないということは中に水が浸みる、水が浸みると鉄筋が腐れる。鉄筋が腐れるとコンクリートがはがれ落ちる。大きな事故につながる可能性もあります。できましたら、もう30年もたっているんやったら1度塗装されてもいいかなど。将来的に計画はあると今言われましたけど、それまでに屋根がもつのか、そっちが自分は心配です。壁はもったけど屋根は雨漏りしたじゃ、これ張り替えないかんですよ。どっちが先かとなりますけど、セツトで塗装までされたら、屋根と一緒に補助金も出るんじゃないかと思いますが、そういった計画はできませんか。

○議長（古賀ひろ子君） 原田課長。

○学校教育課長（原田和幸君） 今回、桜原小学校と宇美中学校の改修をさせていただいておりますので、これ補助金のメニューが防災機能強化といった補助メニューになっておりまして、いわゆる外壁の劣化であったりとか、剥落の危険性があるもの等についてが対象になっているものでございます。そうした中で、この原田小学校につきましては、先ほど健全度の報告もさせていただきましたけれども、現状としてはCランクということで、今すぐにとということではございませんけれども、御指摘ありましたように、30年以上経過している建物でございますので、今後はこの計画に沿って、順次進めてまいりたいというふうに思います。

当町におきましては、小中学校8校ございますけれども、昭和50年代後半ぐらいから人口急増に伴いまして、集中的にこの学校を整備した経過がございます。そういった建物がちょうど今、この改修の周期が回ってきているという中であって、どれもこれもということで一遍にはできないということがございますけれども、今回財政局のほうとも十分協議しながら、順次の整備のほうを進めてまいりたいというふうに思っています。

○議長（古賀ひろ子君） 白水議員。

○12番（白水英至君） じゃあ検討をお願いします。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（古賀ひろ子君） 12番、白水議員の一般質問を終結します。

.....

○議長（古賀ひろ子君） ただいまから10時55分まで休憩に入ります。

10時43分休憩

.....

10時55分再開

○議長（古賀ひろ子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告番号2番。13番、南里議員。

○13番（南里正秀君） 13番、南里です。私は本12月定例会におきまして、一本松公園を魅力ある憩いの場所として町民だけではなく町外の人たちにとっても長く親しまれる公園として、今後どのように維持管理を行いながら活用していくべきかという観点から、有料化の取組について質問させていただきます。

今年は、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響で、社会生活の対応が大きく様変わりしてきました。その1つに、こうしたコロナ禍において自然や非日常を楽しむためにアウトドアブームが沸き起こってきました。いたるところでキャンプやバーベキューを楽しむ人が多く見受けられるようになりました。一本松公園も例外ではありません。

そこで、最初に、現在の利用状況をお尋ねしたかったのですが、さきの総務建設常任委員会で今年は新型コロナウイルス感染症対策としてバンガローの貸出しを中止したことから、利用者の把握ができなかったとの報告を受けています。ただ、コロナ禍の中で、例年と違った状況が見受けられたのではないかと思います。そうした点を含めて補足的な説明ができればお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 安川都市整備課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 失礼いたします。アウトドアブームで全国的にキャンプ人口が7年連続で増加しているということも聞きますし、コロナ禍によりまして3密回避でなお一層、一本松公園の利用者も増えているような状況です。一本松公園を巡回した際には例年より利用者も多く、特に土日祝日の駐車場はもう満杯で、職員によります交通整理やひどいときは警察が指導したりとかいうこともあっております。

今年につきましては、利用者の人数を把握できておりませんが、トイレのトイレットペーパーの使用状況とか自動販売機の売上げを見ても、推測でございますが、前年度よりも2倍ぐらい増えているのではないかとこのように思っているところでございます。

また、平日でもキャンプをされているということも多く見受けられまして、今後もコロナ禍が続けば一本松公園も無料というところもありまして、利用者が増えるということが予想されます。

○議長（古賀ひろ子君） 南里議員。

○13番（南里正秀君） この一本松公園の利用者はキャンプ場を含めて町外からの利用者が多く占めているのではないかと推測します。町内利用者と町外利用者の比率を把握してあれば教えてください。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 前年度の調査でございますが、7、8、9、3か月間の巡視員による聞き取りアンケートとか取った結果なんですけど、町内が約2割、町外が8割、80%ということになります。

○議長（古賀ひろ子君） 南里議員。

○13番（南里正秀君） 分かりました。

次に、整備状況についてお伺いいたします。

今年は、長年の悲願といっても過言ではない一本松側キャンプ場のトイレが生まれ変わり、公園のイメージアップにつながりました。来年には、猫石側のトイレも完成します。

一本松公園基盤整備懇談会がありますが、私も前期までこの懇談会の一員としていろんな意見を述べさせていただきました。現在は、議会からは藤木議員が入られ、福岡大学の柴田教授を座長として整備計画を鋭意進められていると思いますが、全体構想がまだ見えてきません。コロナ禍により懇談会の開催もなかなかできない状況ではないかと理解しています。しかしながら、これからトイレに始まった個別の具体的な整備は補助金等を活用しながら順次進められる中で、公園全体の再整備計画、将来的にはこのような公園に生まれ変わりますよといった青写真が必要と思います。

町民も大きな関心を持っている一本松公園全体の再整備計画は策定されるのか、またいつごろまでに策定される予定なのか、お伺いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 一本松公園の再整備計画につきましては、まだ策定をしておりません。平成29年度に宇美町公園施設の長寿命化計画を策定しまして、交付金を活用して一本松公園のトイレの改修工事を実施しているところでございます。また同時に、これも補助金を活用しまして、一本松公園の豊かな自然環境を生かして、また観光資源とした地域活性化の推進や民間事業者等のPPPやPFI等による管理運営方法の導入が可能かどうかの検討を含めた基盤調査を実施しているところでございます。

その中で、町民や学識経験者の方々に構成された一本松公園基盤整備懇談会を5回開催しまして、多様な意見をいただいているところでございます。

現時点では、全体的な整備計画が整っておりませんので、まずもって新しいトイレの建設に重点を置いているところでございます。

民間事業者の導入につきましても、サウンディング等を行っておりますが、やはり年間を通じて利用者が来園、どれぐらい来園しているのか、ただ将来的な管理運営方法につきましても町の役割や許容範囲等、基本構想をつくる段階で決めておく必要もありますから、もう少し時間が必要ではないかというふうに思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 南里議員。

○13番（南里正秀君） 一本松公園は三郡山や宝満山の登山拠点として、またデイキャンプを含めたキャンプ場や子ども連れで気軽に遊べる公園としての機能を備えたすばらしい公園であるこ

とは衆目の一致するところでは。

この公園を維持管理していくには相当の費用がかかると思いますが、現在の維持管理費と今後再整備を進めるいことによつて維持管理費がどれくらい増えていく見込みなのかお伺いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 一本松公園の維持管理費につきましては、年間を通して公園内の清掃業務等、公園内にありますトイレ3か所の清掃業務、また一本松側に設置しました浄化槽の維持管理業務を委託しているところです。この維持管理に係る費用として年間で1,500万円ほど現在かかっている状況でございます。

今後につきましては、公園の保全管理や投資的な整備も進めていきたいと思っておりますので、整備の具合で費用も増えますし、現在、委託しております清掃の頻度、清掃員の人件費の上昇、また施設等の修繕等で増えていくというふうには思っております。

今後、維持管理経費はまだまだ今後の分につきましてはその内容が変わってきますので、積算はしておりませんが、全体計画を策定する中で維持管理につきましても調査研究をしていきたいというふうに思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 南里議員。

○13番（南里正秀君） 受益者負担の観点から、またこれから長く魅力ある公園として持続していくためにも、維持管理費の一部に充てるため駐車料金を徴収することを提案したいと思います。

先日、篠栗町観光協会を訪問してお話を伺い、若杉楽園キャンプ場を視察してきました。篠栗町観光協会では、昨年4月から若杉楽園キャンプ場の有料化に取り組まれています。コインパーキングのような仕組みで駐車場入り口にカーゲート、遮断機を設置し、出る際に時間に応じた料金を支払う仕組みになっています。

料金は、現在3時間まで無料、これは登山者のことを考慮して3時間まで無料にしているということでした。それから9時間まで500円、18時間まで1,000円、以降12時間ごとに500円で、車以外の登山者を中心とした徒歩や自転車、バイクは課金対象外です。月に50万円から70万円程度の料金徴収ができており、多いときは100万円近くになるとのことでした。監視カメラを備え、委託業者による24時間サポート体制ができており、監視員を置く必要がないとのことでした。

確かに有料化の方法はいろいろと考えられますが、この若杉楽園キャンプ場方式は大変参考になる事例だと思います。担当課としての見解をお伺いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 篠栗にあります若杉楽園キャンプ場の料金につきましては、私ど

もも現地で確認をしているところでございます。また運営方法につきましても、篠栗町の観光協会で使用料の徴収とかそういった経緯や設置費用、運営上の問題点等を伺ったりしたところであります。

具体的な料金の収入等につきましては、議員の質問の中で説明された内容で伺っておりますが、キャンプ場が民間施設というところが、この一本松公園と違うというところだと思います。

また、防犯カメラの設置とか遠隔操作による24時間サポートが整っておりますが、やはり休日、夜間における機器の損傷やつり銭等の不具合、そのための通報に関係している近隣の方の対応とかそういったことに関しても、管理者を設置するなど、そういった対策も何か必要ではないかなというふうには判断しているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 南里議員。

○13番（南里正秀君） 若杉楽園キャンプ場は、行かれた方もあると思いますが、一本松公園ほど整備されている状況ではありません。若杉楽園キャンプ場に比べて、とても恵まれた環境にある一本松公園の駐車場を環境保全の目的で有料化しても多くの方に賛同していただけるのではないのでしょうか。また、有料化によって利用者が激減するようなことも考えられません。若杉楽園キャンプ場では、有料化することによって利用者のマナーも向上したとの話も聞きます。

一本松公園有料化についてはぜひ検討していただきたいと思いますが、若杉楽園キャンプ場のようにカーゲートを設置しようとした場合、若杉楽園駐車場は1か所にまとまっているので、公園入口に1か所に設置されておるわけですが、一本松公園の場合は駐車場が数か所に分散しているために、それぞれの駐車場に設置するのは現実的ではありません。

公園入口付近の林道に1か所に集中して設置することが一番望ましい方法ではないかと考えています。そのためには、林道を使用している地権者や福岡県の担当部署の同意も必要になってくるとは思いますが、まずもって、この林道にカーゲートの設置が可能なのか、その見通しをお尋ねいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 調査しました若杉楽園キャンプ場のゲート設置に伴う工事費につきましては約600万円、その他諸経費で月約15万円程度、費用がかかっているというふうにお聞きしております。

議員が申されたとおり、一本松公園には駐車場が大小併せて10か所ございますので、全てに設置するというのは現実的ではないというふうに思います。

現在、ゲートの設置につきましては、設置場所など設置に際してクリアすべき内容を精査、協議しているところでございます。具体的な設置場所としましては、やはり一本松公園の入り口付近が好ましいと思いますので、最初の駐車場にあります宇美の岩盤地下水河原のしずくの販売

所付近が若干広いことから、駐車場の一部としてのり面部分をちょっと扱うことで、車両の離合が可能なスペースが確保できるのではないかなというふうに今、検討しているところでございます。

次に、ゲートを設置して費用を徴収することについては、現在、福岡県の関係各課や先ほどの一本松公園基盤整備懇談会の座長であります福大の柴田教授などと今協議をしているところでございます。今後は近くの飲食店とか工場関係者、一本松公園の用地を借地契約させていただいています地権者の皆さんとか、山の会、猟友会、関係者の方に御理解をいただきながら、具体的なこの計画を進めてまいりたいなというふうに思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 南里議員。

○13番（南里正秀君） 分かりました。この一本松公園の有料化は、総務建設常任委員会でも要望や意見がたくさん出されていきました。コロナ禍の影響で今後歳入の大幅な減少という厳しい財政状況が待ち受けています。そうした中で、一本松公園の有料化は早急に取り組むべきではないかと考えます。

先ほどの担当課長の答弁では、町外からの利用者が約8割を占めているとのことでした。町民の税金を多く投資して整備し、現在でも約1,500万円の維持管理費を投入している施設が無料のままでは批判を受けることになります。言い方は少し適切ではないかもしれませんが、一本松公園は稼げる施設だと思いますが、有料化の取組について町長の見解をお伺いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 木原町長。

○町長（木原 忠君） お尋ねの一本松公園でございますけれども、議員のほうからもございましたように、町民の方がいつでも気軽に利用できる、そして当該地は豊かな自然に恵まれた魅力ある公園として、また、町の観光資源の1つとして町外の方からも数多く現在、御利用をいただいております。

また、長年の懸案でございました公園トイレにつきましては、議会からは御承認といただきまして、現在、鋭意整備を進めておりますので、今後は来訪いただく方々の数も今までにもまして増えていくのではないかと、このように思っております。

こうした中で、議員御提案の公園の有料化につきましては、ただいまありましたように、地権者との調整や駐車スペース、キャパシティの問題等々、まだまだ精査すべき内容もございますけれども、利用しやすい魅力ある公園として維持管理していく上からも非常に必要なことであり、ぜひ早急に具現化をしたいと、このように思っております。

また一本松公園は、利用が増えている一方で、駐車場以外の場所に車を駐車したり、ごみをそのまま放置したりするなど、維持管理上の課題や問題が顕在化をいたしております。今後、有料化やこのような現状への対応も含めまして、一本松公園が利用者にとっての憩いの場、あるいは

交流の場といたしまして、一層親しまれる場所となりますよう、一本松公園の整備の充実に努めてまいり所存でございます。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 南里議員。

○13番（南里正秀君） ありがとうございます。早急な取組をぜひ期待しております。この質問の趣旨である公園の有料化とは直接関係ありませんが、自然という宇美町独自の豊かな資源を生かすという観点から述べさせていただきますと、宇美町には一本松公園以外にも自然に親しめる場所があります。その1つが井野山です。町制施行100周年記念事業に関連してマスコミ等で紹介されたこともあり、平日でも多くの登山客でにぎわっています。町のほうで視界を遮っていた山頂周辺の樹木の伐採、剪定をしていただき、360度の眺望に多くの方が感動されています。航空機の離着陸の様子を眼下に見られるのも魅力で、マニアの方が写真撮影されるスポットにもなっているようです。また、片道2キロのウォーキングを続けることで健康になりましたという声も多く聞こえています。ただ、登山客が多くなったことで駐車場の混雑がひどくなったことが課題として残っています。

また、日本遺産に追加認定を受けた大野城跡がある四王寺山も大きな魅力ある場所です。10月24日には森林浴ウォーキングが行われ、約50人が参加されたと聞いています。日本遺産関係の5市2町の協議会も発足したとの報告を受けましたが、これからますます脚光を浴びていくことになるかと期待しています。

このように、宇美町には一本松公園をはじめ井野山、四王寺山とそれぞれ違った魅力のある自然環境があります。これらのそれぞれ特色を持った自然を生かしてウォーキングなど健康寿命を延ばしていけるような取組もこれから進めていければいいなと感じています。

ほとんど毎日、井野山に登っているとと言われる御高齢の登山者の一人がつぶやいてありました。山に登るのは少しきつけれど病院のベッドで過ごすきつさから考えれば何てことないよ。

私の質問を終わります。

○議長（古賀ひろ子君） 13番、南里議員の一般質問を終結します。

.....

○議長（古賀ひろ子君） 通告番号3番。11番、飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） 11番、飛賀貴夫です。今後の行政運営について、通告書に示しました7項目を逐次お尋ねしてまいります。

最初に、縦割り行政の打破の考えについてお尋ねいたします。

9月16日に発足した菅新政権が掲げた縦割り行政の打破という課題は、国だけではなく町の行政にも言えることだと思います。当町で例を挙げると、今回は見送りになったまちづくり課が

所管している中心市街地にぎわいづくりで構想していたキッズパーク事業は、公園整備に類し都市整備課が所管で、事業用地は管財課、事業費については財政課といったように、各課の連携を取ることで事業が成功し、よりよい住民サービスが行えると思います。

しかし、この事業については、各課との連絡や連携が取れてなく、縦割りでの所管が単独で事業を進めたように見受けられました。また、一本松公園入口に設置を進めているスケボーパークにおいても同じようなことになっているのではないのでしょうか。

町制施行100周年記念事業においては、コロナ禍において当初計画していた事業を大幅に見直すことになりましたが、実行できた事業については、町制施行100周年事業推進事務局が関係各課と連携を密にし、事業を成功に導いたと思います。

この場を借りて、町制施行100周年事業推進事務局の局長をはじめ職員の皆さん、御苦勞さまでした。また、お疲れさまでした。心から敬意と感謝を申し上げます。

最近、来町された町民の方々から庁舎1階はリニューアルして明るくきれいになったけど、職員の方々が疲れているのか元気がないように感じるけれどと、数名の方々からそのようなお言葉をいただきました。

これは、あくまでも私の主観ですが、各課間に見えない垣根があり役場職員全体がまとまっていないように感じ取られ、ここに縦割り行政の弊害が出ているのではないかと思います。副町長はどのようにお感じでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 高場副町長。

○副町長（高場英信君） ただいまの議員の御指摘でございます。ちょっと確認させていただきますけども、職員に元気がなくて各課相互に垣根のようなものがあって、役場職員全体がまとまっていないのではないかと、そしてその原因が縦割り行政の弊害ではないかということであろうというふうに思います。

私もできる限りアンテナを張りまして、それぞれ職員が問題を抱えていないか、あるいは組織的な問題はないかと日ごろから極力情報は取り入れているつもりでございます。

そういった中で、特に今年は想定ができなかったコロナ禍に対する対応が重なったために、まだまだ疲労の回復に至っていないと思われる複数の職員もいます。また、一部の職員においては、個人的な問題を抱えているようだということも確認しております。

それからまた、役場全体に蔓延しているとは考えておりませんが、一部の課の組織の内部、あるいは課と課の組織の間に連携が取れていない事務事業があるといった情報も確かに確認はしております。

しかしながら、いわゆる地方行政におきましては、その業務それから組織の効率性を追求しますと必然的に縦割りの組織が前提になると、これはそういうふうに思っております。

ただ、当然その弊害というものは間違いなく存在しますし、発生するというふうにも考えております。そのために、それらの弊害につきまして、これまで様々な対応や改善をできる限り行ってまいりましたし、今後とも常に町を取り巻く状況、それから時代の変化等に応じて臨機応変に対応を行っていく必要があるというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） そこで、まちづくり課においては、共働推進係は地域コミュニティ活動に関することを含む11事業分掌、まちづくり政策係は、重要施策の企画及び総合調整に関わることや、町の基本構想総合計画に関することを含む11事業分掌、商工観光係は、商工業の振興に関することやふるさと応援寄附金に関することを含む8事業分掌と合計30事業分掌に多岐にわたり、一課にしては相当ボリュームが多い事務分掌を所管していますが、まさしくここにも縦割り行政の弊害が出ているのではないのでしょうか。

このことについて副町長のお考えをお聞かせください。

○議長（古賀ひろ子君） 高場副町長。

○副町長（高場英信君） とりわけ今、まちづくり課を引き合いに縦割り行政の弊害を御指摘されたところでございます。

確かに町の行政規則に列記しておりますまちづくり課の分掌事務につきましては30項目ございます。その数だけで申しますと、例えば、健康福祉課では32項目、それから総務課においては51項目の分掌事務というふうになっております。

ただ今回の御指摘につきましては、それぞれの分掌事務の内容、それから人事配置及び各課からのバランスの問題だろうというふうに拝察いたします。

繰り返しになりますけれども、いわゆる地方行政におきましては、その業務それから組織の効率性を追求しますと必然的に縦割りの組織が前提となるというふうに思っております。

現在の分掌事務の内容、それから各課からのバランスにつきましては、直近、今年1月の機構改革におきまして、その時点での社会情勢や環境の変化そして職員定数、これらを前提にしまして、住民ニーズそれから窓口の明確化等を十分考慮した上で、課や係の組織そしてそれぞれが受け持つべき事務事業を分類して配分したものでございまして、この段階ではボリュームの平準化という点については困難な状況でございました。

しかし、そのために、それぞれの内容や重さに対しまして極力適正な人事配置を行ったものでございますけれども、現実的には各課等における事務事業の繁忙期それから内容の特性に相違がございまして、当然年間を通じて固定的な組織だけでは対応できないと、そういうことは想定しておりました。

したがいまして、現在もそうですけれども、今後ともそれら縦割り行政の弊害という面では是正をするべく状況に合わせて一時的に各課間の応援体制を構築する等々、現在、3部署にそれぞれ配置しております政策調整監、それから課長会組織、そういったものとともに、横断的に対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） キッズパーク構想は、子育ての町宇美町においてもとても良い事業で、大変大切なものだと理解しております。関わっていただいた方々に誠意をもって実情をお話し、御理解を得て、縦割り行政を打破され、中長期的に事業を推進されることを希望、期待いたします。また、スケボーパークにしても関係各課連携を取って事業を推進していただきたいと考えています。

次に、行政のデジタル化に向けた考えについてお尋ねいたします。

冒頭お話した菅政権下では、もう1つの目玉施策としてデジタル庁の来年秋の創設を目指しています。各自治体もそれに倣ってデジタル社会に向けたデジタル化を加速しはじめています。当町においても早急に庁舎内及び議会のデジタル化に向けた取組を考える時期にきていると思えます。

当町の学校教育の現場では、GIGAスクール構想で町内全ての小中学校にICT環境が整備され、11月26日に桜原小学校でICTを活用したGT、オンラインによる研究発表会が実施され、県外は大分県別府市、鹿児島県奄美市、高知県土佐清水市、町内外からは109校、合計112校の参加があり、厚生文教常任委員会で視察をさせていただきました。

また、12月3日には原田小学校で福岡地区学校図書館研究大会が開催され、新型コロナウイルス感染防止対策のもと、児童と参加者が接触しないリモート参加が実施され、徹底と工夫によりコロナ禍に負けない安心安全な研究発表会でした。

両校の研究発表会の参加者の皆さんから、ICT環境が整備されたすばらしい発表会と賞賛の声が上がっており、誇りを感じ得ました。

これも宇美町町民の皆様をはじめ、町長、教育長、学校教育課長及び職員の皆さんのICT環境整備に対する御理解の賜物と深く感謝申し上げます。

また、中央公民館等Wi-Fi整備の事業が始まりますが、肝腎要の庁舎本体のデジタル化が進んでいません。あわせて議会も同じです。デジタル化が進む中、時代に即した行政サービスの提供やシステムづくり、役場職員や教育現場の負担軽減が喫緊の課題だと考えています。

また、デジタル化が進むと各課間の垣根が取り払われ、円滑な事業推進や行政サービスが行われ、縦割り行政の打破が見込まれ、町政の事業推進や議会、行政サービス等の情報を誰にでも分かりやすく発信し、町民とコミュニケーションを進めるとともに、行政や議会が保有する情報を

積極的に提供することが容易に行えると思います。

それには、ICTやAIなど先進的技術の活用でこれまでのやり方には捉われない、新たな発想や手法により利便性の向上はもとより、これからの時代にふさわしい行政サービスの提供やシステムづくりのチャレンジや、また役場職員や教育現場の負担軽減のためにも新たな組織として、仮称デジタル課、またはデジタル推進室の創設に向けた調査研究費の当初予算への組み込みの考えはいかがでしょうか。町長のお考えをお示してください。

○議長（古賀ひろ子君） 木原町長。

○町長（木原 忠君） 現在、国におきましては、菅総理の肝入りで、新たなIT戦略、新型コロナウイルス感染症を背景としたデジタル社会の実現、加えて大胆な規制改革が、新しい成長戦略の柱として取り組まれております。

こうした動きの中で、時代の要請も踏まえ、我が国の社会経済活動を転換していく改革といたしまして、デジタル庁の新設が国レベルで計画をされております。

議員からこのような国の動きに連動いたしまして、仮称ではありますが、当町にデジタル課を新設してはどうか、またそのための調査研究費を予算計上する考えはないかと、こういった御質問であろうというふうに理解をいたしております。

現在、当町では、総務課情報管理係におきまして、係長以下2名の職員で組織全体の情報システムや市内LAN、また情報セキュリティー等の管理をはじめ、広報や広聴業務など、幅広い情報管理業務を行っておりますが、新たな課といたしまししょうか、そういったセクションを創設するとなりますと、当然人的体制や業務内容の見直しなど、組織全体を見通した検討が必要になります。

議員のほうからそういった動き、国の動き、御紹介ただいまありましたけれども、そういった国の動きに即応できる体制整備や、これは不可欠あるとこのように思いますけれども、国において新設予定のこういったデジタル化が地方自治体との関係の中で、どのような業務を担っていくのか、またその具体的な内容等もまだ不透明の中で、まだ人的確保や配置等が非常に脆弱な町村のレベルでは、現段階においては時期尚早ではなからうかと、このように思っております。

しかしながら、調査研究費ということもございましたけれども、関連する様々な事柄等についての情報収集や研究等を進めることは、非常に重要なことであるとおのうに思いますので、時流に遅れることがないようにデジタル化に向けた今後の国や県の動きを注視しながら、研究検討を進めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） そこで、デジタル化を推進することで事務作業がペーパーレス化となり、各課間での電子上のやり取りをすることができれば、行政上事務の押印、書類の印刷、送付、保

管といった行為が不要となります。その結果、ペーパーレス化でCO₂削減や資源循環型社会の実現に向けて、限りある資源の有効利用と環境への負担軽減に貢献でき、SDGsの目標達成への貢献につながると思いますので、自治体SDGsモデル事業補助金の活用を検討したらいかがでしょうか。

また、議会でもデジタル化によるペーパーレスになると、議会議案書のとじ込み作業やペーパーでの委員会資料の作成などが削減され、職員の働き方改革につながり、議会の情報発信も容易になると思います。

そこで、ICTやAIを活用した行政と議会のデジタル化推進に向けての町長と議会事務局のお考えをお聞かせください。

○議長（古賀ひろ子君） 川畑議会事務局長。

○議会事務局長（川畑廣典君） まず、議会のデジタル化推進に向けた考えについてですが、議会では御存じのとおり、議会改革調査特別委員会において、タブレットの導入の検討という議題が上がっており、この議題につきましては、議会運営に関わることのため議会運営委員会において調査研究を行ってはどうかというところまでの話でとまっている状況でございます。

協議がとまっている理由につきましては、タブレットを購入するだけであれば議会だけの検討により導入が可能になりますが、議会での使用となりますと当然ながら執行部側にも導入が必要になる。また、庁舎自体のネット環境の整備なども必要になってくることから、議会だけの協議を見送っているところでございます。

しかしながら、実は先日、議長から調査を進めておくよう指示がありまして、事務局としては他町の状況を現在調べているところであります。

議案書など、ペーパーレス化による事務量や経費の軽減はもちろんですが、各議員への連絡等も非常に便利で早くなると他町からの情報を聞き及んでおりますので、議会のデジタル化に向けては、執行部と協議しながら早急に進めたいと考えているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 木原町長。

○町長（木原 忠君） まず、議員のほうからありましたSDGsモデル事業でございますが、この事業は経済や社会、環境といった側面を統合的に取り組むことによりまして、新しい価値の創造創出を通して持続可能な開発等を実現するという、非常にポテンシャルが高い先導的な取組について国が補助するという趣旨の事業でございます。

また、地域におきます自立的好循環が見込める事業として、SDGs未来都市に選定をされた団体の中から、さらに先進的な取組として採択される事業となっておりますので、ペーパーレス化の取組での補助金の活用は困難であると、このように思っております。

また、ペーパーレスへの対応につきましては、行政と議会におきまして早急に取り組む必要が

あると、このように考えております。行政におきましては、令和4年度に更新時期を迎えます基幹業務システムの更新時に文書管理システムの電子決裁機能を導入いたしまして、文書の電子化及び財務の完全電子化を令和4年4月を目途に進めていくことといたしております。

議会議案書のペーパーレス化等につきましては、関係システムの導入と合わせまして、運用に必要な無線ネットワーク環境の整備が必要になりますので、庁内ネットワークの基盤の更新と一体的に行うことができますように議会事務局とも連携をしながら、効率的かつ計画的に取り組んでまいります。

また、国が提唱します地方公共団体のデジタル化につきましては、ペーパーレス化を実現することで行政手続のオンライン申請の拡充を図ることを目的とされており、その課程におきまして、令和7年度までに地方公共団体の基幹業務システムの標準化が行われる、このようになっております。

一方、将来的に生産年齢人口減少時におきましても、行政サービスが持続して提供することができますよう、補足的な手段としてAI等の技術導入も推進をされております。

詳細の工程等につきましては、当該年度、令和2年度中に国のほうから示されることになっておりますので、こうした情報をしっかり収集しながら、行政デジタル化の推進に関しまして、計画的に慰労なく必要な対応を行うとともに、重複投資にならないように十分配慮し、住民サービスのさらなる拡充や行政サービスの効率化を実現していきたいと、このように考えております。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） この件につきましては財政支出を伴いますが、ぜひ行政議会のデジタル化及びペーパーレス化に向けた調査研究費の当初予算への組み込みを強く期待し、次の質問に入らせていただきます。

先ほど、南里議員から一本松公園の駐車場についての質疑がありましたが、私も同じ考えで、私は、庁舎駐車場の在り方についてお尋ねいたします。

まず、宇美交番横の庁舎駐車場向かいの駐車場は何台駐車でき、町職員が何台駐車しているか、また、庁舎駐車場の表と裏は何台駐車でき、町職員が何台駐車しているか、台数をお尋ねいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 矢野管財課長。

○管財課長（矢野量久君） 庁舎管理となりますので、管財課のほうで御解答させていただきます。

まず、御質問の交番横の駐車場になるかどうかと思いますが、こちらのほうが台数は47台、うち職員は47台、全てが職員の駐車場として今配分しているところです。

あと役場の正面側、入り口があるところですが、そちらの駐車場が78台、こちらが職員が駐車しているところはございません。それと本館と南館との間にある駐車場、こちらが33台でござ

ございます。こちらのほうには職員の配車として5台、そして公用車分が2台ございます。それとは別に、商工会の裏側にも駐車場がございまして、こちらのほうが16台、こちら職員に全て配車しています。それともう1つが武道館の前なんです、そちらの駐車場、こちらが39台で、こちらも全て39台職員のほうで配車しています。

したがって合計しますと、庁舎敷地内及び周辺を含めた駐車場の合計台数は213台となります。そのうち、職員用の駐車場としては107台、公用車用駐車場としては5台を占有的に使用しているところです。結果、役場の利用者の方々が、駐車可能な台数が101台となります。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） そこで、一般の来庁者の方より来庁目的以外で庁舎駐車場に長時間駐車されている方が多く見受けられます。年を明けると確定申告が始まり、毎年駐車場が混雑し、駐車できない来庁者の方々から苦情が殺到しています。

また、普段、開庁前に施錠が解かれたころから駐車し、庁舎とは別の方向に歩いていっている方々を多く見かけます。非常に不公平感を感じますので、その辺、把握されているのでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 矢野課長。

○管財課長（矢野量久君） 議員御指摘のとおり、私どもはこれまで複数年にわたりまして、実はその無断駐車対策といたしまして、定期的な職員によりまして長時間の無断駐車車両の調査を行っております。その際に、貼り紙または直接反対方向に行かれる方に対してお声かけなりをさせていただいたところではありますが、中には何でだめなんだと言われる方もおられた状況でして、そしてまた同じような車が駐車しているという実態も分かっております。

この調査をしている間は、確かに効果がありまして明らかにその台数が減ります。しかしながら、その毎日この調査をするわけにもいきませんので、一定数、時期を見ながら調査をしてきたという経緯がございます。ちょっと表現がどうか分かりませんが、いたちごっこの状態になっているのが実情でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） そういうことを踏まえまして、私は、出入口にゲートを設置して2時間以上の長期駐車車両については駐車料を徴収すべきと思いますが、お考えをお聞かせください。

○議長（古賀ひろ子君） 矢野課長。

○管財課長（矢野量久君） 実は、その機械式駐車場ゲートの設置につきましても、以前より検討しておりました。1つ目の検討としては、まず直営であるか否かという点、民間のほうに委託するという手法、そのような手法も検討させていただいております。

例えば、糟屋郡内では、篠栗町の役場周辺にはそのような民間委託に近い状態での有料駐車場もございます。

当町におきましては、民間動向調査なりを個別にちょっと行った結果で申し上げますと、どうしても全てを民間で行うことはちょっと難しいという回答もございましたので、こちらにつきましては、機械式ゲートを直営、役場直接設置することを検討をしております。

こちらにつきましては、予算化の検討を今行っている段階でございますので、できれば表側の入り口、出口、こういったところに機械式ゲートを設置し、一定の時間内は無料、一定数の時間を超えた場合は有料化、このような形が取ればというふうに考えているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） ありがとうございます。ぜひ検討のほどをよろしく願います。また、来年から確定申告が始まります。できれば、それに間に合えればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、子育て世代や若い夫婦への定住促進の考えについてお尋ねいたします。

子育てにおいて周りがどんな環境であるかということは、子どもにとっても親にとっても大切な問題です。安全な地域なら子どもが元気で遊んで成長していくことができるし、子育てをサポートする支援制度が整っている自治体なら、親は支援の手を借りながら子育てを行うことができます。

昔は、人々と地域との結びつきが強く、子どもはその地域のコミュニティ全体で育てていこうという文化がありました。しかし、現在は、昔に比べて地域とのつながりが薄れ、子育てはそれぞれの家庭の中で親の手だけで行う傾向にあり、核家族化が増え、親族や地域からサポートを受けにくい家庭環境にある子どもが増えています。

また、特に都市圏では、マンションやビルの建設が進み、子どもが遊べる公園や緑地が減ってきている現状もあり、さらに女性の社会進出が進み、働きながら子育てをする女性が増えていることも現代の特徴の1つです。

小さな子どもがいる家庭や若い夫婦がこれから住む家を選ぶとき、子育てしやすい環境が周囲にあるかどうかは特に重要視されるポイントだと思います。それにはいくつかの条件があり、安全な地域、教育、医療施設の充実、地域のコミュニティ、自治体の子育てサポート制度などが挙げられますが、最も重要なことは、親にとって住みやすい住環境だと思います。子育てに適した住環境を探すことは大切ですが、親にとって住みにくさを感じとったらストレスとなってしまいます。交通の利便性や通勤時間など大切な要素で、家族全員のライフスタイルを考慮して子どもにとっても親にとってもよりよい住環境であることが望ましいと思います。

先日の全員協議会で宇美町総合戦略総括書概要の報告がありました。その中で、人口動態に関

する総括では、宇美町の人口は総合戦略を策定した平成27年から平成28年にかけて大幅に減少したが、平成29年にはその減少に歯止めがかかり、平成30年には増加に転じている。増員の大きな要因は社会増によるものであり、子育て世代や居住地として本町を選択していると考えられる。

しかしながら、出生数は減少傾向が続いており、子育て支援施策を中心とした早急な対策が必要な状況となっているとの報告がありましたが、ここでいう子育て支援施策を中心とした早急な対策とは、具体的な考えをお示してください。

また、増員の大きな要因は社会増によるものと報告がありましたが、具体的に増員の大きな要因の社会増をどのように分析されているか、見解をお聞かせください。

○議長（古賀ひろ子君） 太田こどもみらい課長。

○こどもみらい課長（太田一男君） 現在、第6次宇美町総合計画後期実践計画の重点目標でございます、安心して産み育てることができる子育て・子育て環境の整備の実現のため、第2期の宇美町子ども・子育て支援事業計画におきまして、3つの基本目標を掲げ、現在、様々な施策に取り組んでおります。

今後、待機児童の解消を図ることや子育てに対する窓口を今まで以上に一本化し、住民の方が利用しやすい環境を整えること、また本年3月に制定をいたしました子ども・子育て支援条例に基づきまして、子育て支援のさらなる充実を図ることを中心とした対策を早急に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、社会増の大きな要因でございますが、待機児童の解消に重点を置きまして、平成27年度から30年度にかけ、保育所整備計画に基づき、保育施設の建設、増設による待機児童の解消に努めてまいりました。

その結果、大小併せまして、新設を7園、増設を1園の整備を行いまして、定員318名の拡充を図っております。

次に、子育て支援の充実重点を置きまして、旧子育て支援課のうみハピネスへの移転を合わせまして、子育て支援センターゆうゆうとファミリー・サポート・センターをうみハピネスに移転することによりまして、子育ての充実化を拠点化を図ってまいりました。

また、平成30年12月に開設をしております子育て世代包括支援センターを中心に、妊娠期から子育て、出産、子育てまで切れ目のない支援を展開し、安心して子どもを産み育てることができる環境整備に取り組んでまいっております。

また、本年1月の行政組織機構の再編によりまして、妊娠期から義務教育までの一貫した体制を構築することにより、子育てと教育の充実に取り組んでおります。

このような取組が社会増の大きな要因ではないかと分析をしているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） ただいまの答弁をいただきよく分かりました。第2期宇美町子ども・子育て支援事業計画や待機児童の解消や子育て支援の充実などの施策を前に前にと押し進めてこられたことが結果につながったんじゃないかと思っております。

私は、宇美町における子育て支援施策や幼児教育、学校教育及び教育施設環境は、糟屋地区において先頭を走っており、高評価に値するものと誇りに思っております。これも担当課の職員の皆様のおかげだと感謝いたします。

また、前段で話したように、子育てをする環境条件は糟屋地区においても宇美町は上位のほうだと思っております。しかし、子育て世代や若い夫婦がこれから住宅を選ぶときの要因の1つとして、交通の利便性や通勤時間の問題があります。宇美町は道路インフラが遅れておりますが、都市整備課や関係各課が早急な整備に向け鋭意努力され整いつつありますが、現状において宇美町の立地は福岡市内まで車やバスで40分から50分、博多駅まで30分から40分、福岡空港まで20分から30分、高速道路太宰府インター、須恵のスマートインター、都市高速道路の大野城インターまで約15分程度で、またJR香椎線に非電化の蓄電電車デンチャが導入され、所要時間も短縮され利便性もよくなり、2019年のJR九州のデータによると、宇美駅は300駅舎のうち1日の乗車数は96位で、1,902人と増加傾向にあり、宇美町の住宅環境の立地条件は決して悪くはありません。

11月に発表された基準地価の高い順で見ると、宇美町は糟屋地区7町のうち6番目で、土地の坪単価平均が約16万円と安価で、変動率は4.39%と安定しています。子育て世代や若い夫婦にとって住宅取得は手ごろな価格帯です。

そこで、町の定住者促進施策として、自然を守りながらの住宅地開発に積極的な施策を打ち出しはいかがでしょうか。特に農地転用や開発行為に対する諸条件の緩和などや金融機関と連携して子育て世代や若い夫婦対象に宇美町独自の住宅ローン商品の開発等はいかがでしょうか。町長のお考えをお聞かせください。

○議長（古賀ひろ子君） 木原町長。

○町長（木原 忠君） 定住促進をする取組への御提案でございます。このことは第2期の宇美町総合戦略にも掲げておりますとおり、重要な取組をしてある1つであると、このように捉えております。

そこでまず、開発行為についてでございますが、良好で安全な市街地の形成や無秩序な市街地の防止を目的といたしまして、都市計画法などの法令を遵守しながら、当町の指導要綱に基づき、当該地の地形などを踏まえまして、様々な協議を行っているところでございますけれども、道路や面積などの諸条件を緩和した場合、居住を予定してある方への御不便も多くなるのではなから

うかと、このようにも思っております。

今後も一概に緩和ありきといったようなことではなくて、居住される側の立場やニーズ等を十分把握をしながら対応していきたいと、このように考えております。

次に、農地転用につきましては、まずは大前提といたしまして、許可権者であります福岡県との緊密な連携が不可欠でございます。その中で、県に対しまして意見具申を行う町の農業委員会に対しまして、子育て世代や若い夫婦の定住促進に関する町の施策を御理解いただき、農地法の範囲内で御協力をお願いしてまいりたいと、このように考えております。

また、住宅ローン商品の開発につきましては、御提案の趣旨等も踏まえまして、当町の総合戦略懇談会に金融関係の方に委員として御参画をいただいているところでございます。

その中で、町としても協議等を行ってきたところでございますけれども、金融業も国のゼロ金利政策、これは非常に長期間に及んでまして、金融業も非常に現状厳しいという状況もあるんだろうと思っておりますが、なかなか現段階では総合協定という段階には至っておりません。

本件に関しましては、先行事例もありますので、実現に向けまして今後検討を進めてまいりたいと、このように思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） 次に、アフターケア跡地の活用についてお尋ねいたします。

アフターケア跡地を県から宇美町が取得した経過と諸条件についてお尋ねいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 矢野管財課長。

○管財課長（矢野量久君） アフターケアに関しましては、管財課が所管しておりますので、管財課のほうで御解答いたします。

取得した経緯についてでございますが、昭和62年7月1日に開設されました社団法人福岡県中国帰国者自立促進協議会が管轄します福岡中国帰国者定着促進センター用地といたしまして、福岡県が管理していたものでございます。その後、平成16年4月30日のセンター閉鎖を受け、その跡地を町が公園として利用することを条件に、平成25年、26年、27年、この3か年に分けて福岡県から購入した経緯がございます。

最終的に県から取得した面積、総面積は2万515.93平方メートル、坪数で申しますと6,206坪でございます。売買金額は、当時でございますが総額で1億1,862万4,000円でありました。

次に、購入に係る諸条件となりますが、購入に際しまして10年間の公園としての用途指定及び転売の禁止というものが条件として課されております。その結果、事実上、購入金額につきましては、算定額の半額で購入することができております。

現在は公園として開放しておりまして、特に地元のグラウンドゴルフを楽しむ方々であったり、

地域の散歩コースであったり、そういった利活用をされてあるところです。

10年間の定義につきましては、契約書の中で効力が発生してから10年間とされておりますので、仮にこの土地が目的外、いわゆる公園以外の使い方をする場合においては、その時限としましては令和5年、6年、7年、3回に分けておりますので、最終的には令和7年度をもって、その後は自由に使えるようになるということでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） では、その条件の緩和後の計画についてお尋ねします。計画があるのかどうか。

○議長（古賀ひろ子君） 矢野課長。

○管財課長（矢野量久君） 当用地の今後の活用につきましてでございますが、10年間の縛りはあるものの、将来的な処分等について何かしら制限されているわけではございませんので、当課といたしましては、期間が満了後、普通財産として一般への払い下げなどを行い、その売却益であったり、または固定資産税をはじめとする税金の控除、または住宅地や企業用地としての開発による人の定着そして人口増につながるような町の発展、活性化に寄与するような有効活用をしていきたいと考えているところでございます。

なお、その活用方針につきましては、当然ながら今後のアフターコロナにおける町の財政状況そして住民のニーズ、そういったところの変化を的確に捉えつつ、慎重な判断検討を行ってまいりたいと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） 福岡県では、平成28年11月に県立特別支援学校の今後の整備方針について策定し、平成31年2月に県立特別支援学校設置計画を決定し、今後の福岡県内に特別支援学校を新たに3校設置する方針を定めました。

近年、学校教育法の改正などにより特別支援教育の充実と普及が図られる中、特別支援学校への入学希望者は全県的に増加を続けており、とりわけ福岡市近郊の市町を中心に著しい増加傾向が見られ、このため今後、県立特別支援学校に対する教育ニーズに的確に応え、希望する児童生徒の確実な受け入れと質の高い特別支援教育を提供する観点から、県が県立特別支援学校の整備方針を策定し決定したのですが、その後の県立特別支援学校の整備方針について何か情報をお持ちでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木壮一郎君） 失礼いたします。県立特別支援学校の整備方針の情報について御解答いたします。

まず、特別支援教育の充実につきましては、近年重点課題となっており、どの自治体において

も年々増加する対象児童生徒へ個に応じたきめ細やかな対応が求められておりますことは、十分認識しております。

このような中、福岡県教育委員会におきましては、平成19年度に県立学校の整備に関する計画を策定し、平成27年度までの間に県立特別支援学校に対するニーズに応えるための整備を段階的に進めてきましたが、議員御提言のとおり、その後の法改正等により特別支援学校の充実と普及が図られる中、特別支援学校設置への期待がさらに高まり、入学希望者が全県的に増加を続けたことから、平成28年に県立特別支援学校の今後の整備方針について策定されました。

この方針に基づき、平成31年2月に出された県立特別支援学校設置計画には3校の新設が計画されております。具体的に申しますと、糸島市の泊地区に糸島市域に対する新設校2024年度に、宗像市の福岡教育大学敷地内に古賀特別支援学校の教室不足等に対応するための新設校を2025年度に、さらには福岡市早良区の早良高校敷地内に太宰府特別支援学校の教室不足等に対応するための新設校を2025年度に開校することが決定されており、当面はこの計画に従って進められることになると考えられます。現在のところ、この3校以外に新たに特別支援学校整備計画の拡大の情報は入っておりません。

いずれにしましても、議員御指摘のように、本町独自で進めるには大変難しい事業でありますので、今後も県の動向を注視してまいりたいと思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） 町が単独でアフターケア跡地を整備するには莫大な財政支出を伴い不可能だと思います。また、民間に売却するには多くの課題を生じます。そこで、今使用している公園機能を一部整備し、残しつつ、県立特別支援学校かまたは町のメリットになる県や国か何らかの公共施設の誘致に向けてトップセールスを始めてはいかがでしょうか。教育長の考えをお伺いします。

○議長（古賀ひろ子君） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木壮一郎君） 誘致につきましては、先ほど申しましたように本町独自で進めるのは非常に大変難しいところがありますので、県の動向をしっかりと注視しながら、ときには情報をしっかりと受けとめながら進めてまいりたいと、町当局のほうにもこの話をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） ぜひ情報収集に当たって事業を進めていただければと思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員、質問が続きますが、このまま続きますか。

○11番（飛賀貴夫君） どうでしょうか、あと2問ぐらいですけど。

○議長（古賀ひろ子君） 続けます。

○11番（飛賀貴夫君） 次に、一本松公園に設置した水販売の利用状況についてお尋ねいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員、ちょっと。木原町長。

○町長（木原 忠君） 今、アフターケアの跡地活用についての県の特別支援学校の誘致も含めて、今、教育長のほうから答弁をさせていただきましたけれども、先ほど矢野課長のほうで答弁をしましたように、当該地はもう本当は今宇美町が町の面積のほとんどの森林、そして今町としてやっぱりそういったいわゆる不動産、これを有効的に活用するために積極的に売却を通して、そういった活用策を今図っているところでございます。

そうした中で、この2万平米以上のアフターケア跡地、こういった、いわゆる不動産、これは宇美町にとりまして唯一とっていいくらいの大きな町有財産になるものというふうに思っております。

したがって、別に特別支援というか公共施設のみに特化をしなくて、先ほどの民間活用も含めて、議員のほうからは民間活用は非常に厳しい判断もありましたけれども、そういったことも総合的に含めまして、今後はアフターケア、しかしあと5年のスパンがあります。完全に町が取得になるということにつきましてはあと5年の猶予もありますので、事前に計画的にやらないと時既に遅しという、そういう場面もあるでしょうけれども、アフターコロナも踏まえまして、今後、あの土地がいかに宇美町にとって、住民にとって最大限に、最善に利用活用ができるかという視点に立ちまして、官民間問わず多面的に今後、検討を進めていきたいと、このように思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） 今、町長の答弁のとおり、本当に宇美町、町民の財産でもありますので、ぜひその辺を考慮いただき、検討を重ねていただきたいと思いますと思っております。よろしくお願いいたします。

次に、一本松公園に設置しました水販売所の利用状況についてお尋ねいたします。

一本松公園入口に約10年越しの念願であった水販売所が設置され大変嬉しく思っており、思いをはせておられた先輩元議員の方々も喜んでおられました。開設して8か月たちますが、利用状況等についてお尋ねいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 藤井上下水道課長。

○上下水道課長（藤井則昭君） 失礼します。利用状況について御説明をしたいと思います。

岩盤地下水の給水所につきましては、本年の4月15日より供用開始をいたしております。同日から6月15日までは無料ということで給水を実施しておりました。6月16日から20リッ

トル100円ということで利用ができるようにしております。

有料後の毎月の利用料につきましては、7月が6万6,500円、8月が8万4,300円、9月が7万3,000円、10月が6万9,200円、11月が6万700円ということで、合計35万3,700円でございます。

月平均にいたしますと7万740円でございます、利用回数でいきますと月700回を超える利用があったということになっております。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） 私も何度となく利用させていただいておりますが、御一緒した数人の利用者の方々からお話をする機会がございました。皆さんおっしゃることは、おいしくてよい水と高評価でしたが、ただ場所が分かりにくい探すのに苦労したと、皆さん口を揃えてお話してありました。よく見ると案内板もなく町外の方には本当に分かりにくいと思います。

また、一本松公園利用者やキャンプ利用者の方々が口伝えやSNS等で情報を拡散していただいているようで、町外の方々にもっと分かりやすく多くの案内板を設置を検討してはいかがでしょうか。それと水の名称は決められたのでしょうか。

この2点についてお伺いします。

○議長（古賀ひろ子君） 藤井課長。

○上下水道課長（藤井則昭君） 案内板の設置の件でございますけれども、岩盤地下水を広くアピールするために愛称を公募いたしました。その結果、河原のしずくと決定しまして、先日、表彰を行ったところでございます。

現在、愛称のデザインを作成中ございまして、デザインが完成後、給水所に看板を設置しまして、給水所のアピールをしていきたいというふうに考えております。

また、給水所までの案内板につきましては、先日、簡易的でございますけれども2か所設置しております。案内板につきましても、対象のデザインをもとに案内板を作成しまして、場所を含めまして再度検討して、また改めて設置をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） できれば分かりやすい案内板の設置をよろしく願いいたします。

最後に、宇美駅前に老朽した宇美交番の移転、建て替えの誘致についての考えをお尋ねいたします。

私は、今日まで幾度となく宇美交番の移転、建て替えの誘致についてただしてきましたが、全く進展もなく、町の動きもありません。

先日、福岡県警に問い合わせしてみると、建て替えの候補に挙がっているが、県下多くの建て替え等の順番待ちが発生しており、宇美交番は建て替え順位が後位のほうと聞き及んでおります。

多くの町民を望んでいることですので、一日も早い宇美駅前への移転、建て替えの誘致に行政が先頭に立って行動を起こす時期に来ていると思っておりますが、お考えをお示してください。

○議長（古賀ひろ子君） 藤木危機管理課長。

○危機管理課長（藤木義和君） 防犯対策でございますので、危機管理課のほうから御解答をさせていただきます。

平成30年6月定例会においても同様の質問がなされておりますので、重複する点もございませうが、回答をさせていただきます。

宇美交番につきましては、昭和52年、現在の位置にコンクリートブロック構造で2階建てで建設をされております。築造から本年度で43年が経過して、かなりの老朽化が進んでいるものというふうに推察をいたしております。

このたび御提案の宇美駅の駅前広場への交番移設については、地域の防犯対策上大きな効果を持つというふうには推察しております。

このたび改めまして、福岡県警地域課のほうに交番の改修について移転というよりも建て替えについて確認をさせていただきました。

福岡県警の回答といたしましては、平成30年12月に策定をされました福岡県警察施設個別施設計画に基づいて改修、建て替え、維持管理を行っていくというふうにされております。

宇美交番について確認をさせていただいたところ、耐用年数も過ぎているということで、建て替えの序列には入っているということはお伺いしております。

予算措置、優先順位等があることから、明確な時期等については御解答はいただけなかった状況でございます。しかしながら、建築物の構造、そういったものを勘案しますと、やはり建て替えというのは地域社会の治安維持のためにも必要な施設であるということから、やっぱり建て替えはどうしても必要だろうというふうには思っております。

また、移転につきましては、上位であります福岡県警本部それから所轄であります粕屋警察署、こういった関係各位の御意見を賜りながら進めていく必要があるかと思っております。

また、宇美町においてもいろんな計画等もございますので、整合性、調和を計りながら進めていく必要があるという認識を持っております。

いずれにいたしましても、老朽化が進んでいる構造的な問題もございますので、協議を進めていく時期には来ているというふうには当課としては認識を持っております。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） やはり、この件につきましては、行政がやっぱり積極的に動くことが必要じゃないかと思っております。それには、やはり町長の政治決断が必要ではないかと思っておりますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（古賀ひろ子君） 木原町長。

○町長（木原 忠君） 政治決断というよりも、今、危機管理課長が答弁をしたとおりでございます。今までは、いわゆる県警によりますその交番の設置計画、これに宇美町は非常に順位が下位にあるというようなことでもございましたけれども、今ありましたように、順番がかなり繰り上がって、しかも築43年ということで耐用年数を過ぎておりますので、今後、県警当局をはじめ関係部署等々とも調整を図りながら、とにかく速やかに交番の移設移管ができるように取り組んでまいりたいと、このように思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） ぜひ設置、移転に向けて鋭意努力を期待いたして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（古賀ひろ子君） 11番、飛賀議員の一般質問を終結します。

.....

○議長（古賀ひろ子君） ただいまから13時30分まで休憩に入ります。

12時19分休憩

.....

13時30分再開

○議長（古賀ひろ子君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

通告番号4番。8番、黒川議員。

○8番（黒川 悟君） 8番、黒川です。本日しんがりになります。どうぞ、最後までよろしくお願いたします。

一向に収束の見えないコロナ禍において、公共工事も日程の見直しや安定した人員確保等の問題で、今後、建設土木業者ともににとっては、大変厳しい状況になるということが想定されます。そんな中、建設土木業者の皆さんかが望んでいる年度末に偏る公共工事の平準化について、近年取組が進んでいる自治体があるということで、当町の考え方はどうなのか、状況と今後の取組について質問をしてみたいです。

近年、想定を超える大規模災害、自然災害——大規模な自然災害が頻発しています。これらの自然災害に対し、住民の安全を確保し被害を最小限度に食い止めるためにも、町内の建設土木業者の協力が必要不可欠であります。

少子高齢化・人口減少社会において、町内の人材確保は年々厳しくなっている中、町内の建設

土木業者の活性化による担い手不足の確保のためには、公共工事の平準化が必要であります。公共工事の平準化により、地元の労働者、技術者、技能者は、年間を通して安定的に仕事ができ、計画的な休日取得なども可能になります。

また、事業者の機材の稼働率向上により重機等の保有も促進され、特に防災協定を結んでいる町内の建設土木業者の災害への即応能力も向上します。さらに行政にとっても発注職員等の事務作業が一時期に集中することを回避することができ、年度内の工事量の偏りを解消し、年間を通じた工事量が安定することで、建設生産システムの省力化・効率化・高度化により生産性の向上をすることが考えられます。

そこで、地域を守る建設土木工事の担い手を育てる公共工事の平準化について、順次質問をしてみたいです。

まず1つ目の質問ですが、債務負担行為の積極的な活用について伺います。

予算は、単一年度で完結するのが原則ですが、大規模な公共工事など単年度に終了せずに、後の年度にわたり支出しなければならない事業には、いわゆる債務負担行為が設定されます。ここで道路の舗装工事や修繕工事など短期で行える事業においても、平準化を踏まえ、年間を通して必要に応じて事業を進められる体制を整えておくことは、地域住民の安全を守る上で大切なことであります。

そこで、幹線道路や橋梁など長い工期を要する工事だけでなく、生活道路の舗装工事、修繕工事などにも債務負担行為を設定し、年度をまたぐ工期で発注できるようにすることも必要だと考えますが、担当課の見解をお聞かせください。

○議長（古賀ひろ子君） 矢野管財課長。

○管財課長（矢野量久君） 失礼いたします。契約全般に関する件となりますので、管財課より御回答させていただきます。

国からの通知等によりますと、公共工事の平準化におきましては、円滑な施工確保に資することに加え、年間を通じた工事量が安定することで、公共工事に従事する方の処遇の改善、担い手の確保、人材、資材、機材等の効率的な活用促進による建設業者の経営健全化などに寄与するということとなっております。そして、それがひいては公共工事の品質確保につながるとされています。

また、柔軟な工期設定そして積算の前倒し、工期が1年に満たない公共工事につきましても、繰越明許費や債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期設定など、必要な措置を講じることで発注時期及び工期末が一時期に集中しないよう、年間を通じた分散化を図ることが望ましいというふうにされています。

しかしながら、宇美町が発注する生活道路の舗装または修繕などの主な小規模工事につきまし

ては、予算成立後に入札契約手続を行うことが一般的な状況でございます。そのため、4月から6月の間の年度の当初の工事発注は結果的に減り、その結果、年度末の工期が集中するという傾向にあるのが実情でございます。

近年におけます債務負担行為の設定を行い発注した実績といたしましては、平成30年度が2件、31年度で1件、また繰越明許費の設定を行いました工事につきましては、30年度で2件、31年度で4件、いずれの工事におきましても、一定規模以上の工事、ある程度の大きな工事ということです。発注規模を想定される必要工期、求められる完成時期などを勘案した上で、早期着手が必要であると判断していたものとなります。

今後、契約を所管する当課におきましても、公共工事の平準化の視点で、比較的小規模な工事においても前倒しで早期発注、債務負担行為や繰越明許費の設定など平準化に向け検討することとなりますが、それらを対処する工事発注課の専門技術者におきましては、実は年々減少している状況でもあります。より一層の時間外勤務を誘発させることにもつながりかねず、ちょっと人材的に事実上困難な面を有しているというふうに聞き及んでいるところでございます。

当町におきまして、現状で最適な着地点を見出して、研究を進めていく必要があるというふう考えておるところです。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 黒川議員。

○8番（黒川 悟君） 当然、地域の実情を踏まえた活用の仕方があると思うんですけれども、工事の量も年々、どっちかというところちょっと小規模になってきて、大きいのが少し少なくなってきているかなという気がします。

そういった中でいろいろ活用して、なるべくこう平準化できるように、仕事が偏らないように、これはもう公共工事だけじゃなくても民間も全てそうなんです、そうなれば、会社のほうもうまく回っていくというそういう部分でいろいろ努力はしていただきたいと思っております。

それでは、2つ目の質問をします。

公共工事へのゼロ負債、ゼロ債務負担行為の活用について伺います。

公共工事の平準化を図るために、ゼロ債務負担工事を活用する自治体が増えております。ゼロ債務負担行為とは、通常新年度に発注する工事を年度中に債務負担行為を設定し、現年度中に入札、契約を締結することにより、年度内または新年度早々の工事着工を可能にするものであります。先ほどもちょっと触れられたんですけれども、このゼロ債務負担行為の活用について、現状ということで、今後の考え方等をお聞かせください。

○議長（古賀ひろ子君） 矢野課長。

○管財課長（矢野量久君） ゼロ債務負担行為につきましては、先ほど議員が申されたとおりでござ

ざいまして、新年度、設定年度内または新年度早期の着手を可能とするシステムでございます。

これまで町が発注する工事におきましては、ゼロ債務負担行為の設定を行い発注した実績といまして、平成30年度は2件ございまして、内容で申しますと、昭和町町営住宅2棟の建築のいわゆる建設工事、2件目は井野小学校給食荷物用エレベーター更新工事と、そして平成31年度が1件ございまして、この庁舎ですね、庁舎外壁屋上防水改修工事ということで、さきの質問と同様となりますが、ゼロ債務負担行為につきましても、いわゆる比較的大規模な工事が実績となっておりますでございます。

しかしながら、公共工事の平準化を図ることで、おっしゃられるように年間を通じた工事量を安定するという、そして限られた技術者、担い手の確保にもつながること、そして地域の建設業者の経営安定に資するものと認識しておりますので、長い工期を要する工事だけでなく、小規模な工事においても、このゼロ債務負担行為の設定ができないかという点について研究も進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 黒川議員。

○8番（黒川 悟君） それでは、次の質問ですけれども、工程の件なんです、公共工事の柔軟な工期設定についてを伺います。

公共工事の工期設定や施工時期の選択を一層柔軟にすることで工事の平準化をはじめ、効率的な施工が可能になります。具体的な事例として、工事着工時期、工事完成期限等を設定されない工事の発注に当たって、落札日の翌日から一定期間内に受注者が工事着手日を選択できる工事着手日選択可能期間を定め、ゆとりある工期を促すフレックス工期契約制度があります。

また、工事着手時期が設定される建設工事の発注に当たっては、落札日の翌日から工事着手指定日の前日までの間を事前の準備期間として定めることにより計画的な発注を行い、円滑な施工を促す早期契約制度もあります。そこで、フレックス工期契約制度や早期契約制度などを活用しての公共工事の柔軟な工期設定、それについて当町の現状と今後の方針についてお聞かせください。

○議長（古賀ひろ子君） 矢野課長。

○管財課長（矢野量久君） 2点ございまして、フレックス工期契約制度そして早期契約制度、こちらにつきましては、今、議員が申されたとおりの制度でございます。これまで町が発注する工事におきましては、このような制度を活用した実績は現段階ではございません。しかしながら、これまでの質問と同様に公共工事の平準化の取組の手法の一つであるというふうには認識しております。

ただし、現行の我々の当町におきます規則等の改正も実は必要になってくる案件でもあります

ので、こちらにつきましては、国や県そして他の市町村、糟屋地区の動向、それらを注視しつつ調査研究を進めていく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 黒川議員。

○8番（黒川 悟君） フレックス工期契約制度や早期契約制度、これは実績がないということで、分かりました。1つの手法として今後考えていただければいいと思います。

それでは、4つ目の質問をいたします。公共工事の速やかな繰越手続について伺います。

年度末間際での繰越手続や年度内の工事完了に固執することなく、当該年度で完成しないことが明らかになった工事については、適正な工期を確保し安全に安心して工事を進めていただくために速やかな繰越手続が必要です。工事や業務を実施する中で、気象または用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難、その他、これはコロナもあると思うんですけども、やむを得ない事由により工事が予定どおりに進まない場合、発注者に無理をさせないように当初の計画を見直すことは、働き方改革を推進する意味からも重要であります。

そこで、やむを得ない理由で工期が遅れそうになった公共工事について、年度末にこだわることなく、早い段階から必要日数を見込んで繰越手続を積極的に進めるべきと考えますが、見解をお聞かせください。

○議長（古賀ひろ子君） 矢野課長。

○管財課長（矢野量久君） 御回答いたします。

繰越明許費につきましては、先ほど御説明がありましたとおりであります。予算成立後、何らかの理由によりまして、その年度内で支出が終わらない見込みがあるものについて、議会の議決を経た後、翌年度に限り使用できるようにする予算というふうなものになります。

主に天候不良により作業日数が確保できなかった。または近隣の関係者との関係に調整を時間を要した、こういった、まだほかにも理由があるんですが、正当な理由が必要となります。

その判断時期としては、工事終盤期となるのが現状では大半でございます。しかしながら、国通知等におきましても、公共工事の平準化への取組の手法として繰越明許費の活用が記載されておりまして、ほかの地方公共団体の取組事例を見ますと、年度内に完成しないことが明らかな工事、こちらについては、例えば9月の定例議会から繰越手続を行われるなど、平準化に向けた取組が実施されているところもございます。年度末に係る工事を変更する際には、年度内完了に固執することがなく、必要な日数を見込んで早い段階で実施されているというのが、他自治体の事例でもあるところでございます。

これとは一方、繰越明許費ではなく、例えば本当にやむを得ない事故的なもの、こういったものについて、事故繰りという繰越し制度もございますので、こういった2つの制度を活用して、

当町といたしましても、なるべく早い段階で判断が可能となるよう、この点についても国・県、そして糟屋地区の動向などを研究しながら進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（古賀ひろ子君） 黒川議員。

○8番（黒川 悟君） 国交省が、地方公共団体における平準化の先進事例の取組について、さしすせそと、今私は質問させていただきましたけれども、作成して公表されました。さしすせその「さ」が債務負担行為の活用、「し」が柔軟な工期の設定、「す」が速やかな繰越手続、「せ」が積算の前倒し、「そ」が早期執行のための目標設定ということで、順次今質問をさせていただきましたけれども、年間を通じた切れ目のない公共工事の発注は、地域の担い手となる建設土木業者の経営の効率化及び安定化、公共工事の品質確保を図る上でも重要であります。

なお、改正品確法においても、工事完成時期の年度末への集中を避けるため、発注、施工時期等の平準化を努めることとされております。当然地域の実情に応じた活用になると思いますが、有事の際に地域を守る、地元の建設土木業者において、近年、担い手不足等により業者の減少、廃業とか倒産なんかも少しあると思うんですけれども、減少することも想定でき、このことは非常時の早期復旧に支障を来すことも懸念され、また業者の減少については、公共工事の偏りにも影響していると思われ、今後、町は公共工事の平準化に向け、どのような姿勢で取り組んでいくのか、町長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 木原町長。

○町長（木原 忠君） 本来、公共工事と地元建設土木業者とは、地域環境の改善でありますとか、緊急を要する工事への対応、災害等の復旧工事など、様々な点で密接な関わりがあり、町といたしましても、これまでいろいろな形で御協力を頂いていたところでございます。

このような関係下にありまして、御提案を頂きました公共工事の平準化につきましては、円滑な施工ができることに加え、工事量が安定することにより、工事に従事される方の処遇改善でありますとか、また業者の経営健全化、ひいては公共工事の品質確保にもつながるものと、このように思っております。

また、発注側、これは役場側といたしまししょうか、公側になると思えますけれども、また発注側としましては、ただいま議員のほうからも、国交省が推奨いたします、さしすせその御紹介がありましたけれども、柔軟な工期の設定でありますとか、繰越明許費、また債務負担行為の活用促進など必要な措置を講じるなど、発注時期や工期末が一時期に集中しないように、年間を通じて分散化を図ることが求められることになると、このように考えております。

理屈はそうでありますけれども、一方で国や県と違いまして、自治体規模からいたしましても、町というスケール感、またこれに附随して専門技術者の数などマンパワーの問題等もあり、体制や条件等におきまして困難な面もあるのが実情でございます。

そのようなことから、まず契約方法をはじめ当町に適した発注方法を検討いたしまして、議員申されます平準化に寄与する手法を前向きに進めていきたいと、このように思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 黒川議員。

○8番（黒川 悟君） ありがとうございます。ほとんどの業者が平準化を望んでいると思っております。平準化によって地元の業者が工事しやすくなり、そういう環境を確保することで安定した人員確保ができ、そのために人口減少の歯止めもでき、町の活性化にもつながることだと私は思います。

今後も町として平準化ができる方向で取り組んでいただきたいと申し上げまして、1つ目の質問を終わります。

○議長（古賀ひろ子君） 続けてどうぞ。黒川議員。

○8番（黒川 悟君） 次の質問なのですが、以前にも空き家対策に関する質問や要望をさせていただきましたが、空家対策協議会も立ち上がり、また空き家バンクも開設になりました。しかし、いまだに空き家に対して直接住民の方より苦情を伺うことがよくあります。人口減少や高齢化により全国でも空き家の数が年々増加し続けており、2020年の空き家の現状は、全国で848万9,000戸となっております。

空き家には賃貸用、売却用、二次的住宅——別荘ですね。といった種類に加え、その他の空き家があります。中でも問題になっているのがその他の空き家で、管理されていない、いわゆる放置された空き家のことです。管理されていない空き家は、地域の景観を損ねるだけでなく、安全面、衛生面、治安面からも深刻な問題が多い状況です。まず全国に増え続ける空き家について、当町の現状を伺いたいと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 安川都市整備課長。

○都市整備課長（安川忠行君） よろしくお願いたします。全国的に空き家問題が発生する中、平成26年に空家対策等の推進に関する特別措置法が施行されました。その中の定義では、空き家等とかいうのは、今議員が言われたような居住その他使用がなされていないということが常態化しているものというところで、その中で特定空家等という定義もございまして、これについては、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家をいいますということになっています。

当町では、平成27年度に各自治会の御協力を頂きまして空き家等の調査を行い、これまで400軒の空き家を把握しております。そのうち、解体、居住、売却などで142軒、約36%が解消できましたが、いまだ258軒の空き家があるような状況になっています。そのうち、今

説明しました特定空家に認定している空き家は、今のところございません。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 黒川議員。

○8番（黒川 悟君） この400軒のうちの126軒が解決しているということは、結構進んでいるなという気がしました。しかしながら、その危険な空き家ですね。危険な空き家というのが各自治体にまだあると思うんですよね。特定空家に認定されていなくても、危険な空き家というのが結構あると思うんですが、その際、結構私のほうにも苦情があるんですよね。台風とかが来ると壊れて飛んでくるんじゃないでしょうか。それとか、近所の隣の住居の方のところに雑草が樹木が生い茂って中に入ってくるとか、そういう苦情を頂くんですけど、そういったときの苦情の対処の仕方はどのようにされていますか。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 住民の方からまたは自治会長からとか、そういった苦情を頂きますと、当然現地を調査しまして、その方の所有者、管理者を調べます。調べた結果、分かった方については文書で写真をつけまして、改善していただくと同時に役場のほうに連絡してくださいというような文書を差し上げて、何とか対応していただくようお願いしているような状況です。

○議長（古賀ひろ子君） 黒川議員。

○8番（黒川 悟君） 電話をされたりその通知を送ったりしたときの反応というか、なかなかその分かりましたという反応はないと思うんですけれども、どんなでしょうか。現状は。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 空き家になるというのは、それぞれの家庭の事情でいろいろあると思うんですけど、やはりどうしてもその空き家を管理する、処分する、修理すると。お近くにそういったその身内の方なり管理者なりがおられればあれなんでしょうけど、なかなかすぐ連絡がついてお願いして、早々簡単には片づくような状況ではありません。なかなかちょっと厳しいような状況です。

○議長（古賀ひろ子君） 黒川議員。

○8番（黒川 悟君） それでは、空家対策協議会が立ち上がりまして、改善の方向に向かうことと期待しておるところですけれども、その協議会での空き家対策の進捗状況はどのようになっていますか。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 平成29年3月に宇美町の空家対策協議会を設置しております。同年11月に協議会委員の御協議の下、宇美町空家対策計画を策定しているところでございます。策定以降につきましては、30年度、町の協議会が開催しまして、空き家対策の取組状況等報

告をさせていただいているところでございます。今年度につきましては、コロナの関係でちょっと会議が開かれないというところになっておりますが、今年度中にはちょっと報告させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 黒川議員。

○8番（黒川 悟君） 空家対策協議会である程度、自治会の方の情報を収集して、空き家の状況というのは、ある程度分かっているのかなと思われませんが、平成18年9月に制定された宇美町空き地等環境保全に関する条例、これにもいろいろ管理不良の状況、空き家に対してのいろいろ命令とか勧告とかありますけど、これに対しても執行状況はゼロということではよろしかったんですかね。先ほどの昨日聞いたところではそんなふうに捉えましたが、それでよろしいでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） この宇美町の空き地等の環境保全に関する条例につきましては、空き家のほかに、要は空き地の草刈り、草が茂っている状態のところには所有者に連絡をして草を刈っていただくというのも含めて——含まれておりまして、こちらも指導、助言又は勧告、措置命令というような内容も含まれております。

31年度に1件だけ、改善勧告というのを行っている状況です。これは空き地の草刈りの分になります。空き家の分じゃなくてですね。

○議長（古賀ひろ子君） 黒川議員。

○8番（黒川 悟君） 分かりました。平成27年の5月に宇美町の宅建業者との提携によって、空き家バンクが開設されました。また、令和2年10月に県空き家活用サポートセンター、イエカツ、これが開所され、現在空き家を抱え売却や活用を考えていても、どうすればいいのかわからないまま放置している人も数多くおられ、このまま放置していると修復できない危険な空き家になってしまいます。この仕組みを積極的に活用していれば、空き家も減少していくことと期待をしたいと思っておりますが、現在この空き家バンク、イエカツは最近できたばかりなんであれなんでしょうけど、この辺の状況は、空き家バンクの状況はどんなですか。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 平成30年度に宇美町空き家バンクを設立をしております。ここでは、空き家の売却、賃貸等を希望する所有者からの申込みを受けました情報を町のホームページ、窓口等を通じて情報を提供して、町が協定を締結しております町内の不動産業者の方ですね。そちらのほうと連携を図りながらやっているところでございます。

空き家バンクの設置に関しても、いち早く設置はできている状況で、今まで登録件数は28件ございまして、そのうち15件、約54%は売買等が成立しまして解決しているというところで、

4件は個人のその事情により登録を取り下げられたというのものもあるんですけども、今現在はその9件が登録されてある状況です。

○議長（古賀ひろ子君） 黒川議員。

○8番（黒川 悟君） 空き家バンク等に登録されるその空き家というのは、比較的危険じゃなくて使える、改装すれば使えるとか、賃貸に使えるとか、いろいろそういう部分では利用価値がある空き家だと思っています。

問題は、先ほどありました特定空家ですね。特定空家等これに認定されると先ほど説明がありました。安全上問題がある空き家、衛生上・衛生面で問題がある空き家、景観面を損ねている空き家、そして治安面で不安がある空き家、これが結局固定資産税の住宅用地特別措置法という制度があって、その制度によって減免されると、固定資産税がですね。そういった部分で空き家が放置されているという節税のために放置されたままになっているという空き家が増えていると考えられます。

その空き家対策措置法に基づく指導そして特定空家等の認定の状況は、先ほどは、もうないということだったので、どういう目線で見たらそれが特定空家になるのか、ちょっと難しいところもあるのかもしれませんが、この法律がある以上は、やっぱり危険な空き家はそういう認定を執行していただきたいというふうに思います。

また、近隣に対して迷惑を与える危険な空き家で、今後も空き家対策特別措置法の法律に基づき、危険な空き家に対しては、特定空家の認定を積極的に行うべきだと思いますし、先ほども言いましたが、修繕、撤去、指導、勧告、命令を指示することができ、行政から勧告を受けた場合は固定資産税の特例も解除されるとありますが、今後、どのような形で、どのような姿勢で、もう私はこの空き家の問題は3回目なんですよね。なかなか進んでいないのが現状だと思うんですけども、町長、御意見を、見解をお願いしたいと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 木原町長。

○町長（木原 忠君） 今回というか、今回もになると思いますけれども、御質問を頂きました空き家等の問題につきましては、犯罪等の温床でありますとか様々な面で住民生活に支障を及ぼしたり、また不安を与える要因にもなりますことから、町にとりましても重要な課題であると、このように認識をいたしております。

そのようなことから、当町では、先ほど課長のほうも答弁いたしましたけれども、法務局や福岡県をはじめ、町議会、自治会、地域コミュニティ、司法書士等、幅広い分野から御参画を頂く中で、空家等対策協議会を郡内におきましてもいち早く立ち上げまして、委員各位のお知恵をお借りしながら宇美町空家等対策計画を策定いたしますとともに、町内不動産業者に御協力を頂き、速やかに空き家バンクを設置するなど、空き家への対策対応に積極的に取り組んできたところで

ございます。

その成果等につきましては、ただいま課長のほうから説明報告をさせていただきました。また、議員のほうからは、進捗についてはまだ十分ではないとは言いながら進んでいる様子も一定の評価を頂いたというふうに思っておりますけれども、そういう中で一定の成果を収めつつも、一方でそれぞれの空き家には、それぞれ一軒一軒やっぴり様々なこう事情がありまして、相続人の調査や相続放棄など非常に労力を伴う、またしっかり労力をつぎ込んで、じゃあそれがかなうかという、その労力だけでやっぴり解決できない非常に複雑な問題を秘めているケースが非常に数多くございます。そういったことで、なかなか一朝一夕には解消へとつながらない。

先ほど行政として、最終的には行政代執行という手続になるんでしょうけれども、勧告をしたり、あるいは措置命令とか、そういった手だても講じることができるわけでございますけれども、なかなかこれもやっぴりいろんな問題。例えば、その何か空き地とかは別にして、いわゆる空き家ですね、主屋躯体がこうある、そしてそれが老朽化とか非常に朽ちて非常にこう危険な状態になっておる。これを特別空き家として認定するというのは、誰がどういう基準でいうのは、これもなかなか非常に現段階では難しいといいたいまいしょうか。そして認定をしたら認定をしたで終わりではなくて、その後に先ほど来、議員のほうからもありましたような、そういった例えば勧告でありますとか、措置命令、最終的には行政代執行というそういった行為に及んでいく、そういったいわゆるスタートを切るというそういう形になりますので、そういう中では、これは宇美町のみならず全国的にも、そういった手続上の中で大きな裁判になったりとか、なかなかこう事が、いわゆる代執行したからそれでじゃあ進んでいくかという、いろんなまた複雑な要因があつてなかなか進んでいかないというのが、これは全国的な傾向であろうと、このように認識をいたしております。

しかしながら、住民生活にも直結する重要な問題でございますので、今後ともさらなる実態把握のための情報収集に努め、協議会等の御意見なども伺いながら、空き家等の抑制、あるいは空き家の解消に向けまして、一步でも前進することができますようしっかり取り組んでまいりたいと、このように考えております。

○議長（古賀ひろ子君） 黒川議員。

○8番（黒川 悟君） 確かに事情はいろいろあつてなかなか認定するのは難しいかもしれませんが、やはりこのまま放置しておれば、もう本当にこう危ない、本当にそういう建物がいっぱいあります。私ももう何回も目にしていますが。なるべくその辺をスムーズに執行できるようにといいたいまいしょうか、弁護士さんを使ってでも本当危険な空き家に対してはやっぴり執行していただきたい。本当に利活用できる空き家はいいい、どうにでもなるんですけど、危険な空き家だけはやっぴり早く処分をしていただきたいといいたいまいしょうか、対策を強化していただきたいといいた

しまして、私の質問を終わります。

○議長（古賀ひろ子君） 8番、黒川議員の一般質問を終結します。

本日の日程第1、一般質問を終わります。

○議長（古賀ひろ子君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会することにいたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。本日はこれで散会いたします。

○議会事務局長（川畑廣典君） 起立願います。礼、お疲れさまでした。

14時09分散会
